

随意契約内容及び選定理由書

件 名	広報映像の制作及び放送業務委託
履 行 場 所	足立区報道広報課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 3日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,678,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,678,000円(税込)
概 要	受注者は、発注者が指定する題材により、足立区の施策やイベント・足立区の地域情報などを区内外に広くPRできる番組を制作・放映する。また、必要に応じて受注者が保管する番組を再放送する。番組は1番組15分までとし、5秒程度から15分程度のコンテンツを複数まとめたコンプレックス形式のどちらでも対応出来るようにすること。また、1本の制作で番組が15分を超える場合は、15分で除し、その商を番組数とする。ただし、商に小数点が発生する場合は、小数点以下を繰り上げた数を番組数として扱う。

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目28番6号
契約相手方の選定理由	地域に密着した映像による広報を行うには、コミュニティチャンネルを利用することが有効であり、「J:COMチャンネル足立」を運営する株式会社ジェイコム東京 足立局に委託する必要がある。また広報番組の制作には、地域情報が欠かせないため、当該事業者の地域に密着した番組制作の実績により蓄積された地域情報とネットワークを活用する必要がある。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号のに基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5514(1247)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	番組の放送業務委託
履 行 場 所	地域包括ケア推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,204,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,204,000円(税込)
概 要	1 概要 株式会社ジェイコム東京足立局が経営する都市型ケーブルテレビで、担当課制作の介護予防番組「おはよう！あだち・らくらく体操」を毎週月曜日から金曜日、10分程度の番組を1日につき2回放送する。 2 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 3 担当課 福祉部地域包括ケア推進課 介護予防・生活支援担当 萩原 電話：3880-5642（直通）

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目28番6号
契約相手方の選定理由	地域の高齢者を対象に、介護予防・健康づくりを推進する目的で株式会社ジェイコム東京足立局から体操を中心とした介護予防番組を放送する。放送に際し、当社以外では技術的に放送提供が行えないため、随意契約を結び事業を執行したい。
担 当 課	福祉部 高・地域包括推進課
電話番号	3880-5111(1916)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区寄り添い支援事業委託
履 行 場 所	くらしとしごとの相談センター指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥51,509,890円(税込)
予 定 価 格	¥51,509,890円(税込)
概 要	【概要】 発注者が指定する対象者に対して、本人の状況に応じた包括的・緊急的支援を行うとともに、その後も自立して生きていけるよう、継続的かつ包括的な以下の支援を行うとともに、関連する会議・行事等への参加、関係機関とのネットワークづくりを行う。 (1) 寄り添い支援 (2) 居場所づくり (3) 支援のためのネットワークの強化 (4) 支援調整会議等への出席 (5) 出張総合相談会への協力

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人自殺対策支援センター ライフリンク 住所 東京都千代田区九段北四丁目3番8号市ヶ谷U Nビル4階
契約相手方の選定理由	当該事業者は、自殺対策・PS（パーソナルサポート）事業者として、平成24年度から現在に至るまで、区の「パーソナル・サポート・サービスモデル事業」及び「生活困窮者自立促進支援モデル事業」、「足立区寄り添い支援事業」の受託事業者として、自殺未遂経験者・希死念慮のある者や様々な問題を抱え困難に直面している者への寄り添い支援を行ってきた。厚生労働省が実施した自殺対策の取組みに参画・新規事業を受託するなど、自殺対策も含めた寄り添い支援の事業者として高い評価を得ており、このような取組みができる事業者・団体は他にない。これまでの事業の実績として、先進的に寄り添い相談・支援のノウハウ、プロセスを蓄積し、庁内関係部署及び庁外関係機関などからの信任も厚い。本事業の支援対象者は、生活困窮状態だけでなく、自殺未遂の経験や希死念慮があるなど精神面に課題を持つ者であり、同一の事業者(支援者)による長期・継続的な支援が必要であるため。
担 当 課	福祉部 足福・くらし相談センタ
電話番号	3880-6219(6640)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	写真ニュースの購入
履 行 場 所	千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 3日 から 令和 6年 3月 29日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,366,360円(税込)
予 定 価 格	¥6,366,360円(税込)
概 要	【概 要】区立小・中学校で購読する(株)少年写真新聞社発行の写真ニュースの購入 【履行場所】千寿小学校（千住宮元町6番1号）外101か所 【契約期間】令和5年4月3日～令和6年3月29日 【担 当 課】学校運営部学校支援課学校経理係 電話3880-5483（直通）

契約の相手方	名称 株式会社少年写真新聞社 住所 東京都千代田区九段南四丁目7番16号
契約相手方の選定理由	①発行元である（株）少年写真新聞社のみ購入可能である。 ②教育活動の一環として長年にわたり小・中学校で継続的に購読している。
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

203705-3

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	情報システム課・開発エリア 外19か所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥8,173,440円(税込)
予 定 価 格	¥8,173,440円(税込)
概 要	【概要】 戸籍システムのソフトウェアの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 (契約・支払に関すること) 情報システム課計画調整係 電話：03-3880-5817(直通) (仕様に関すること) 戸籍住民課システム調整担当 電話：03-3880-6033(直通)

契約の相手方	名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共 事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の 選定理由	当該ソフトウェアパッケージは、上記事業者が開発したものであり、著作権法上その他の事業者からは賃借できないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	足立区立中央図書館指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,436,340円(税込)
予 定 価 格	¥19,436,340円(税込)
概 要	【概要】 図書館システムのクラウドサービスを利用する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 仕様担当 地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館システム運用係 担当：島村・野口 電話 03(5813)3746 契約・支払担当 政策経営部 情報システム課 計画調整係 電話 03(3880)5817

契約の相手方	名称 NECソリューションイノベータ株式会社 営業統括本部 住所 東京都江東区新木場一丁目18番7号
契約相手方の選定理由	図書館システムの構築について公募型プロポーザルで選定された事業者であり、本契約は同システム利用のためのサービス提供であるため、他の事業者では履行できない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

203705-8

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア賃借
履 行 場 所	足立区議会事務局及び総務部総務課
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,852,100円(税込)
予 定 価 格	¥4,852,100円(税込)
概 要	【概要】 総務課・区議会ペーパーレス会議システムのソフトウェアを賃借する。 【履行期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 【担当】 (仕様担当) 足立区議会事務局調整担当 横塚 電話3880-5995(直通) 総務部総務課総務係 成田 電話3880-5821(直通) (契約・支払担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 東京インタープレイ株式会社 住所 東京都中央区日本橋二丁目10番8号日本橋日光ビル7F
契約相手方の 選定理由	本システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥13,811,160円(税込)
予 定 価 格	¥13,811,160円(税込)
概 要	【概要】 未就学児童施設入所者管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 中村 電話 03-3880-5817 (直通) (仕様担当) 子ども家庭部子ども施設入園課入園第三係 青野 電話 03-3880-5873 (直通)

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	未就学児童施設入所者管理システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,215,520円(税込)
予 定 価 格	¥3,215,520円(税込)
概 要	【概要】 足立区公立保育園管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 (仕様について) 子ども施設運営課運営調整係03-3880-5872(直通) (契約について) 情報システム課計画調整係 03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 富士電機 ITソリューション株式会社 住所 東京都千代田区外神田六丁目15番12号
契約相手方の 選定理由	本業者は対象システムの開発業者であり、著作権法上、 他の事業者には保守を委託することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,016,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,016,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区公開鍵認証基盤のソフトウェア保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：柳川 03-3880-5901(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号セコム本社ビル
契約相手方の選定理由	保守を行うためには、「電子署名法」に基づき認定を受けた認証業務を業とする特定事業者の資格を有し、かつエントラスト社のライセンスを取り扱える事業者（エントラストマスターリセラー）である必要があるため、他に委託することはできない。また、導入システムの構成を熟知しており、システム障害への対応や運用管理サポートに関して適切かつ迅速に対応ができる事業者であるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,353,000円(税込)
予 定 価 格	¥12,353,000円(税込)
概 要	【概要】 学校外部Eメール・ファイル共有システム・学校ホームページのソフトウェア保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 情報システム課 教育情報システム担当 原田 電話:03-3880-8014

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の 選定理由	当該委託作業は、足立区学校システム共通基盤の保守及び運用支援業務に付随して行うものである。現在のシステム環境で運用するにあたって、学校システム共通基盤の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,031,200円(税込)
予 定 価 格	¥7,031,200円(税込)
概 要	【概要】 統合型GISソフトウェアの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 安藤 電話03(3880)5818(直通)

契約の相手方	名称 国際航業株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
契約相手方の 選定理由	統合型GISのソフトウェア等については、ソフトウェアの著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できないため、他に委託することはできない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,607,120円(税込)
予 定 価 格	¥3,607,120円(税込)
概 要	【概要】 学校保健統計システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 契約について：政策経営部 情報システム課 計画調整係 03-3880-5817 (直通) 仕様について：学校運営部 学務課 学校保健係 03-3880-5971 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社オレンジアーチ 住所 東京都足立区千住一丁目11番2号北千住Vビルディング7階
契約相手方の 選定理由	上記事業者は学校保健統計システム構築事業者であり、 著作権上、他業者が本業務を行うことが出来ないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,460,904円(税込)
予 定 価 格	¥7,460,904円(税込)
概 要	【概要】 就学・就学援助システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 小高 電話 03-3880-5818 (直通)

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	上記事業者は就学・就学援助システム構築事業者であり、著作権法上、他の事業者が本業務を行うことが出来な いため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,922,600円(税込)
予 定 価 格	¥3,922,600円(税込)
概 要	【概要】 公害規制総合管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話 03-3880-5818(直通)

契約の相手方	名称 富士通Japan株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	本ソフトウェアは、当該事業者が開発したものであり、 他業者が保守を行うことは不可であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課及び福祉部介護保険課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥33,302,940円(税込)
予 定 価 格	¥33,302,940円(税込)
概 要	【概要】 介護保険システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課 システム運用管理係 担当 森崎 電話 03-3880-5818 (直通) 【仕様担当】 福祉部 介護保険課 介護保険システム担当 桑原 電話 03-3880-6154 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
契約相手方の 選定理由	上記事業者は介護保険システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

203805-18

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,903,800円(税込)
予 定 価 格	¥15,903,800円(税込)
概 要	【概要】 クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 (仕様担当) 福祉部足立福祉事務所生活保護指導課情報管理担当 電話 03-3880-5739 (直通) 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 電話 03-3880-5901 (直通) (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817 (直通)

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の選定理由	本契約は、クラウド型生活保護等版レセプト管理システムの構築業者である上記事業者が提供するL G W A N 経由でのサービスを利用するため、他業者では当該業務をすることができない。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111 (1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥25,365,120円(税込)
予 定 価 格	¥25,365,120円(税込)
概 要	【概要】 住民記録及びコンビニ交付システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 森崎 電話 03-3880-5818(直通)

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	住民記録及びコンビニ交付システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,992,920円(税込)
予 定 価 格	¥17,992,920円(税込)
概 要	【概要】 財務会計システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (仕様に関すること) 政策経営財政課財政担当 電話03(3880)5814(直通) (契約に関すること) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)

契約の相手方	名称 ジャパンシステム株式会社 住所 東京都渋谷区代々木一丁目22番1号代々木1丁目ビル3階
契約相手方の選定理由	上記事業者は財務会計システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課、総務部総務課、施設営繕部 庁舎管理課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,078,438円(税込)
予 定 価 格	¥3,078,438円(税込)
概 要	【概要】 グループウェアのソフトウェアの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 担当 (1) 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通) (2) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号セコム本社 ビル
契約相手方の 選定理由	上記事業者はグループウェアの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課、総務部総務課、本区指定のデータセンター
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,657,500円(税込)
予 定 価 格	¥3,657,500円(税込)
概 要	【概要】 政策法務支援システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 契約について：政策経営部情報システム課計画調整係 電話03（3880）5817（直通） 仕様について：総務部総務課法務第一係 電話03（3880）5861（直通）

契約の相手方	名称 第一法規株式会社 住所 東京都港区南青山二丁目11番17号
契約相手方の選定理由	政策法務支援システムは、条例・規則等の過去の改正履歴を参照できる必要がある。足立区の条例・規則等の改正履歴の電磁的記録を保有しているのは上記事業者のみであるため、上記事業者と契約を締結することとしたい。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,315,070円(税込)
予 定 価 格	¥14,315,070円(税込)
概 要	【概要】 人事給与システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 ・仕様について 総務部人事課給与係 電話03(3880)5253(直通) ・契約・支払いについて 政策経営部情報システム課システム運用管理係 電話03(3880)5818(直通)

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、ソフトウェアの供給元であるメーカーの対応が必要である。本業者は人事給与システムの開発業者であり、必要となる技術、知識、経験を持ち、短時間かつ確実な保守を実施することができる。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,745,392円(税込)
予 定 価 格	¥12,745,392円(税込)
概 要	【概要】 庶務事務システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (仕様について) 総務部人事課給与係 電話03(3880)5253 (契約について) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通)

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は、使用权や著作権の問題から、ソフトウェアの供給元であるメーカーの対応が必要である。本業者は庶務事務システムの開発業者であり、必要となる技術、知識、経験を持ち、短時間かつ確実な保守を実施することができる。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区役所情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,117,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,117,000円(税込)
概 要	【概要】 納税管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 納税課納税システム担当 電話03-3880-5268(直通) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 北日本コンピューターサービス株式会社 住所 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約相手方の 選定理由	ソフトウェアの保守は使用権や著作権の関係から、供給元の専門技術者でなければ対応できない。また、上記業者ならば保守対象システムのアプリケーション開発元でもあることから、保守作業を短時間で確実に行うことができる。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	足立区役所情報システム課 足立区中央本町一丁目17番1号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,540,000円(税込)
予 定 価 格	¥12,540,000円(税込)
概 要	【概要】 住基ネットシステムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 仕様について 区民部戸籍住民課システム調整 電話03-3880-6033 契約・支払いについて 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の選定理由	ソフトウェアの保守は使用権や著作権の関係から、供給元の専門技術者でなければ対応できない。また、上記業者は保守対象システムのアプリケーション開発元でもあることから、保守作業を短時間で確実に行うことができる。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥11,440,440円(税込)
予 定 価 格	¥11,440,440円(税込)
概 要	【概要】 戸籍システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 仕様について 区民部戸籍住民課システム調整 電話：03（3880）6033（直通） 契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話：03（3880）5817（直通）

契約の相手方	名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共 事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の 選定理由	上記事業者は戸籍システムの構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,124,040円(税込)
予 定 価 格	¥7,124,040円(税込)
概 要	【概要】 福祉総合システムプログラムプロダクトの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 仕様について 福祉部福祉管理課福祉システム係 電話03(3880)6218 契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	当事業者は福祉総合システムの構築事業者であり、著作権上同事業者のみが当システムの保守作業を実施できるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥45,738,000円(税込)
予 定 価 格	¥45,738,000円(税込)
概 要	【概要】 福祉総合システム：システムサポート、パッケージの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 仕様について 福祉部福祉管理課福祉システム係 03-3880-6218 契約・支払について 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	福祉総合システムの開発事業者であり、他の事業者では著作権法上、作業ができない。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,920,300円(税込)
予 定 価 格	¥4,920,300円(税込)
概 要	【概要】 新型コロナウイルス感染症患者情報管理システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (契約・支払いに関する担当) 政策経営部情報システム課システム運用管理係 担当：安藤 電話：3880-5818(直通) (仕様に関する担当) 衛生部感染症対策課事業調整係 担当：木野瀬 電話：3880-5372(直通)

契約の相手方	名称 富士フイルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 公共文教支社 住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー
契約相手方の選定理由	ソフトウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、供給元の専門技術者でなければ対応できない。上記の会社は保守する技術を有している。また、保守対象のシステムのアプリケーション開発元であることから、保守を短時間で確実にを行うことができる。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ソフトウェア保守委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課、区民部国民健康保険課、区民部高齢医療・年金課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥107,624,220円(税込)
予 定 価 格	¥107,624,220円(税込)
概 要	【概要】 国保、高齢医療・年金システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課 システム運用管理係 森崎 電話03-3880-5818 (仕様に関する担当) 区民部国民健康保険課 システム担当 田中 電話03-3880-5229

契約の相手方	名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 住所 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
契約相手方の 選定理由	上記事業者は国保、高齢医療・年金システムの構築事業者であり、著作権上、他業者が本業務を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	びん・缶回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥161,119,706円(単価契約)
予 定 価 格	¥161,119,706円(税込)
概 要	委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した集積所等に排出されたびん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務および資源化物回収用のコンテナをびん・缶の搬入先との間で搬送する業務を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	びん・缶回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥40,586,852円(単価契約)
予 定 価 格	¥40,586,852円(税込)
概 要	委託者が区内全域で実施する資源回収事業において、委託者の指定した地域の集積所等に排出されたびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を受託者が普通貨物自動車（2トン）を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル協同組合 住所 東京都足立区本木二丁目16番12号ライフハウス2 102号
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	古紙回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥190,839,932円(単価契約)
予 定 価 格	¥190,839,932円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、指定した地域の集積所等に排出された古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）を普通貨物自動車（2トン車）を使用して回収し、指定搬入場所に運搬、搬入する業務を行うことを目的とする。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 TEL 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル協同組合 住所 東京都足立区本木二丁目16番12号ライフハウス2 102号
契約相手方の選定理由	現在、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、古紙については、新聞・雑誌・段ボール・紙パックを同一車両で回収している。 委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に49社の組合員を持ち、主に集団回収事業を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。また、当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。さらに、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有し、回収量の増大や臨時の搬入の場合の搬入先間の調整が円滑に行うことができる。。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	狭小路地等回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥33,755,834円(単価契約)
予 定 価 格	¥33,755,834円(税込)
概 要	足立区が指定した地域の集積所等に排出された古紙（新聞・雑誌・段ボール・紙パック）、びん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベ含む）、ペットボトルを軽貨物自動車を使用して回収し、指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142（直通）

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	現在、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち狭小路地等については古紙、びん、缶、ペットボトルを混載して回収を行う。 委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 また、当該事業者は、東京都旧清掃局の清掃事業実施時から現在にいたるまで資源回収車両を安定的かつ確実に供給し、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 さらに、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する事業者である。。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142 (6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	食品トレイ回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,742,630円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,742,630円(税込)
概 要	千住常東地域で実施する資源回収事業において、指定した地域の資源回収場所・ごみ集積所等に排出された食品トレイを受託者が軽小型貨物自動車を使用して回収し、指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel03-3852-2142(直通)

契約の相手方	名称 足立資源環境事業(協) 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	現在、行政責任で回収している資源(古紙・びん・缶・ペットボトル)に加え食品トレイのモデル回収を千住常東地域にて実施している。 委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を区の指示や指導に基づき臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 また、当該事業者は区内業者の組合員が多く、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有する事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ファクシミリ保守点検委託（単価）（長期継続）
履 行 場 所	千住区民事務所（足立区千住三丁目9番地 千住ミルディスI番館10階）外15所
分類業務区分	委託（長期継続）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 8年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,424,800円（単価契約）
予 定 価 格	¥9,424,800円（税込）
概 要	【概要】 区民事務所のファクシミリのカウントメンテナンスを月1回実施する。 機種：富士ゼロックス製モノクロ複合機 DocuStation 3071 AS-2 【契約期間】 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで 【担当課】 地域のちから推進部地域調整課管理係 電話03-3880-5855（直通）

契約の相手方	名称 富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社 公共文教支社 住所 東京都江東区豊洲二丁目2番1号豊洲ベイサイドクロスタワー
契約相手方の選定理由	富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社のファクシミリについては、性能においても良好な実績をあげており、全区民事務所に配置されている。当機種の保守点検は専門技術のあるメーカーにしかできず、メーカーの富士フイルムビジネスソリューションジャパン株式会社に委託することで、部品交換を要する等の故障時に迅速かつ確実な対応ができるため。
担 当 課	地域のちから推進部 地域調整課
電話番号	3880-5111(1714)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥24,241,844円(単価契約)
予 定 価 格	¥24,241,844円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した大型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行なう。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel03-3853-2142(直通)

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 また、当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した大型車両の導入をしているが、当該事業者は、当該車両を必要台数保有しており、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ペットボトル回収作業業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定地域
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥155,227,591円(単価契約)
予 定 価 格	¥155,227,591円(税込)
概 要	足立区が区内全域で実施する資源回収事業において、足立区の指定した集積所等に排出されたペットボトルを受託者が特殊装置を装着した小型プレス車を使用して回収し、足立区が指定する搬入場所に運搬、搬入する業務を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 Tel 03-3853-2142 (直通)

契約の相手方	名称 足立資源環境事業（協） 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や回収エリア、集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、現在も本業務を請負っており、取り残しや中断の許されない資源の回収に対して車両の供給や回収作業を臨機応変、誠実かつ確実に遂行している。 また、当区では、ペットボトルを圧縮しながら効率的に積み込める特殊装置を装着した小型車両の導入をしているが、当該事業者は、当該車両を必要台数保有しており、使用できる状態になっているという必須条件を満たす唯一無二の事業者である。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2142 (6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

206600-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	マーク購入
履 行 場 所	足立区立中央図書館（足立区千住五丁目13番5号）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,655,750円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,655,750円(税込)
概 要	件 名 マーク購入 物 品 TRC MARC可変長Tタイプを購入。 ※TRCコードについては、足立区のオンラインに適用できるものとする。 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 担当課 地域のちから推進部生涯学習支援室中央図書館資料選定係 電話 03-5813-3741（係直通）

契約の相手方	名称 株式会社図書館流通センター 住所 東京都文京区大塚三丁目1番1号
契約相手方の 選定理由	①図書館のシステムは「TRC MARC」を使用して稼働している。 ②「TRC MARC」の作成・販売元は株式会社図書館流通センターのみである。
担 当 課	地域のちから推進部 中央図書館
電話番号	5813-3741(6566)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	駅広場監視業務等委託
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番、別紙図面参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,025,536円(税込)
予 定 価 格	¥6,025,536円(税込)
概 要	1 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 2 履行場所 北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番） 3 内容 北千住駅西口広場の利用者が安全に利用できるよう、カメラ及びモニター等によりエスカレーター、エレベーター等の監視をし、以下の業務を行う。 （1）監視業務 （2）エレベーター・エスカレーターの発停業務等 （3）建築設備巡回点検業務 4 担当 都市建設部道路公園整備室安全設備課東部電気設備係 （電話）03-3880-5013

契約の相手方	名称 株式会社マルイファシリティーズ 住所 東京都中野区中野三丁目34番28号
契約相手方の選定理由	エスカレーター・エレベーターの警報盤及び監視カメラの制御装置が、ミルディスI番館の防災センター内にあることから、ミルディスI番館の管理会社と同一でなければならない。また、早朝深夜のエレベーターの発停及び点検業務、監視カメラによる緊急時の対応等が迅速にできることから随意契約を希望する。
担 当 課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5111(2235)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立伊興小学校（足立区伊興4-16-1）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥64,754,690円(税込)
予 定 価 格	¥64,754,690円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エム・ワイ・カンパニー 住所 東京都足立区綾瀬三丁目17番22号
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立桜花小学校（足立区花畑6-4-6）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥77,985,600円(税込)
予 定 価 格	¥77,985,600円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社ケンズコミュニティ 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目21番16号
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立梅島第一小学校（足立区梅島３－３７－４）外 ５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥77,984,500円(税込)
予 定 価 格	¥77,984,500円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた 清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定 ・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他 を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目２８番１０号
契約相手方の 選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、 上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中 学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が 良好な場合は原則として２回まで契約を更新することが できることとなっている。 令和４年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会 を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者 と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため 。 (地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による)
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立足立入谷小学校（足立区入谷３－８－１）外５校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥77,963,512円(税込)
予 定 価 格	¥77,963,512円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エースシステム 住所 東京都足立区栗原四丁目７番１５号
契約相手方の選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和４年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立弘道小学校（足立区西綾瀬4-7-27）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥77,982,696円(税込)
予 定 価 格	¥77,982,696円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社グランディオサービス 住所 東京都足立区千住河原町9番7号 林電機ビル2階
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿桜小学校（足立区千寿桜木１－８－１５） 外４校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥64,614,000円(税込)
予 定 価 格	¥64,614,000円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた 清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定 ・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他 を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社ヒット 足立支店 住所 東京都足立区入谷８丁目１３番４号
契約相手方の 選定理由	令和３年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として２回まで契約を更新することができることとなっている。 令和４年９月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立北三谷小学校（足立区東和1-17-12）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥65,450,440円(税込)
予 定 価 格	¥65,450,440円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社アスク 住所 東京都足立区綾瀬三丁目6番8号伊藤ビル2F
契約相手方の選定理由	令和3年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	西新井小学校（足立区西新井本町4-9-27）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥64,731,007円(税込)
予 定 価 格	¥64,731,007円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エースシステム 住所 東京都足立区栗原四丁目7番15号
契約相手方の選定理由	令和2年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立西新井第一小学校（足立区西新井6-21-3）外5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥77,987,778円(税込)
予 定 価 格	¥77,987,778円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社エム・ワイ・カンパニー 住所 東京都足立区綾瀬三丁目17番22号
契約相手方の選定理由	令和2年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立関原小学校（足立区関原3-38-3）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥65,456,050円(税込)
予 定 価 格	¥65,456,050円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 株式会社アスク 住所 東京都足立区綾瀬三丁目6番8号伊藤ビル2F
契約相手方の選定理由	令和2年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立島根小学校（足立区島根3-28-11）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥64,754,690円(税込)
予 定 価 格	¥64,754,690円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 ヤオキン商事株式会社 住所 東京都足立区足立四丁目28番10号
契約相手方の選定理由	令和2年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による）
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	小中学校用務業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6-1）外4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥64,669,000円(税込)
予 定 価 格	¥64,669,000円(税込)
概 要	区立小中学校において、従前用務職員が行っていた清掃業務・校務庶務的業務・修繕業務に加え、樹木剪定・樹木消毒・高所窓ガラス清掃等の環境整備業務その他を加えた包括的委託業務。

契約の相手方	名称 光管財株式会社 住所 東京都足立区栗原三丁目10番19-105号
契約相手方の 選定理由	令和2年度に実施された公募型プロポーザル選定により、上記事業者の提案書を特定し契約を開始したが、小中学校用務業務委託契約方法取扱要綱により、履行状況が良好な場合は原則として2回まで契約を更新することができることとなっている。 令和4年9月に小中学校用務業務委託事業者選考委員会を開催し、業務の履行状況を評価した結果、上記事業者と継続して契約を行うことが妥当であると決定したため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による)
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理および食材購入委託
履 行 場 所	足立区障がい福祉センター 足立区梅島三丁目3 1 番 1 9 号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5 年 4 月 1 日 から 令和 6 年 3 月 31 日
契約年月日	令和 5 年 4 月 1 日
契約金額	¥19,882,995円(単価契約)
予 定 価 格	¥19,882,995円(税込)
概 要	障がい福祉センター利用者への給食提供業務を行う。 1 給食の概要 (1) 一日あたりの食数(概数) 成人食 5 7 食 幼児食 3 3 食 計 9 0 食 (2) 提供日 週 5 日(月曜日から金曜日)ただし、センター行事で土曜日の場合あり (3) 成人食、中期食、幼児食の 3 メニューを提供する。 障がい者特有の栄養・健康管理が必要であるほか、利用者の中に嚥下障害がある者も多く、通常の食事では摂取不可能であり、一人ひとりに合わせた食事の提供が必要である。その他、低カロリー食や刻み食等の食事もあり、複雑かつ煩雑な食事の提供が必要である。 2 契約期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	本事業者は令和 2 年度に競争入札により契約をした。その実績と豊富なメニュー、調理方法の配慮、利用者への栄養管理等日々創意工夫を重ね努力しており、利用者にも大変好評である。(4 回を限度の更新の 3 回目)
担 当 課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿小学校 足立区千住宮元町6-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥34,129,447円(税込)
予 定 価 格	¥34,129,447円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿小学校 足立区千住宮元町6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿本町小学校 足立区千住3-30
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥22,395,120円(税込)
予 定 価 格	¥22,395,120円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿本町小学校 足立区千住3-30 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿双葉小学校 足立区千住大川町17-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,958,000円(税込)
予 定 価 格	¥23,958,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿双葉小学校 足立区千住大川町17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥26,637,600円(税込)
予 定 価 格	¥26,637,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿常東小学校 足立区千住旭町10-31 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿桜小学校 足立区千住桜木1-8-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,621,600円(税込)
予 定 価 格	¥21,621,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿桜小学校 足立区千住桜木1-8-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西新井小学校 足立区西新井本町4-9-27
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥26,840,000円(税込)
予 定 価 格	¥26,840,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西新井小学校 足立区西新井本町4-9-27 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西新井第一小学校 足立区西新井6-21-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥26,268,000円(税込)
予 定 価 格	¥26,268,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西新井第一小学校 足立区西新井6-21-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西新井第二小学校 足立区西新井4-34-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,846,000円(税込)
予 定 価 格	¥21,846,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西新井第二小学校 足立区西新井4-34-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西伊興小学校 足立区伊興2-6-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,896,714円(税込)
予 定 価 格	¥28,896,714円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西伊興小学校 足立区伊興2-6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	興本扇学園 足立区扇3-22-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥44,198,000円(税込)
予 定 価 格	¥44,198,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 興本扇学園 足立区扇3-22-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	本木小学校 足立区本木北町7-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,362,000円(税込)
予 定 価 格	¥21,362,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 本木小学校 足立区本木北町7-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	扇小学校 足立区扇2-30-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,910,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,910,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 扇小学校 足立区扇2-30-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111 (3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	鹿浜第一小学校 足立区谷在家2-24-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥29,708,063円(税込)
予 定 価 格	¥29,708,063円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 鹿浜第一小学校 足立区谷在家2-24-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サン エービル2階
契約相手方の 選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	鹿浜五色桜小学校 足立区鹿浜4-20-22
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,403,600円(税込)
予 定 価 格	¥23,403,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 鹿浜五色桜小学校 足立区鹿浜4-20-22 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 イートランド株式会社 住所 栃木県宇都宮市中今泉一丁目22番12号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	皿沼小学校 足立区皿沼1-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,687,600円(税込)
予 定 価 格	¥21,687,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 皿沼小学校 足立区皿沼1-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	新田学園 足立区新田3-30-16
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥67,937,595円(税込)
予 定 価 格	¥67,937,595円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 新田学園 足立区新田3-30-16 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	舎人第一小学校 足立区舎人6-4-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,042,283円(税込)
予 定 価 格	¥23,042,283円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 舎人第一小学校 足立区舎人6-4-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	足立入谷小学校 足立区入谷3-8-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,925,600円(税込)
予 定 価 格	¥17,925,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 足立入谷小学校 足立区入谷3-8-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	梅島小学校 足立区梅田7-35-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥32,868,000円(税込)
予 定 価 格	¥32,868,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 梅島小学校 足立区梅田7-35-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,536,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,536,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 梅島第二小学校 足立区梅田3-27-4 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	島根小学校 足立区島根3-28-11
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥30,782,400円(税込)
予 定 価 格	¥30,782,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 島根小学校 足立区島根3-28-11 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	中島根小学校 足立区島根2-9-22
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,509,200円(税込)
予 定 価 格	¥23,509,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 中島根小学校 足立区島根2-9-22 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社CTMサプライ 住所 東京都台東区西浅草三丁目4番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,295,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,295,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 栗原小学校 足立区西新井栄町2-10-18 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗島小学校 足立区青井6-13-10
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,184,000円(税込)
予 定 価 格	¥19,184,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 栗島小学校 足立区青井6-13-10 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東栗原小学校 足立区一ツ家3-20-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥25,146,000円(税込)
予 定 価 格	¥25,146,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 東栗原小学校 足立区一ツ家3-20-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	平野小学校 足立区平野3-6-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,845,800円(税込)
予 定 価 格	¥23,845,800円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 平野小学校 足立区伊平野3-6-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東洋食品 住所 東京都台東区東上野一丁目14番4号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	弥生小学校 足立区中央本町2-5-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥24,750,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,750,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 弥生小学校 足立区中央本町2-5-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	弘道小学校 足立区西綾瀬4-7-27
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,490,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,513,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 弘道小学校 足立区西綾瀬4-7-27 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 メリックス株式会社 住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥32,450,000円(税込)
予 定 価 格	¥32,450,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 綾瀬小学校 足立区綾瀬3-12-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトワ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東加平小学校 足立区加平1-12-12
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥25,436,400円(税込)
予 定 価 格	¥26,334,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 東加平小学校 足立区加平1-12-12 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 メリックス株式会社 住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	中川小学校 足立区大谷田3-17-20
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥22,281,600円(税込)
予 定 価 格	¥22,281,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 中川小学校 足立区大谷田3-17-20 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	北三谷小学校 足立区東和1-17-12
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,700,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,700,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 北三谷小学校 足立区東和1-17-12 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	大谷田小学校 足立区中川4-41-27
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,260,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,260,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 大谷田小学校 足立区中川4-41-27 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 中央エンタープライズ株式会社 住所 東京都荒川区荒川三丁目73番2号松本ビル306
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	長門小学校 足立区中川1-19-32
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,252,400円(税込)
予 定 価 格	¥17,252,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 長門小学校 足立区中川1-19-32 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑小学校 足立区南花畑3-22-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,530,520円(税込)
予 定 価 格	¥21,530,520円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 花畑小学校 足立区南花畑3-22-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,843,360円(税込)
予 定 価 格	¥21,843,360円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 花畑第一小学校 足立区花畑1-29-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花保小学校 足立区南花畑2-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥27,192,000円(税込)
予 定 価 格	¥27,192,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 花保小学校 足立区南花畑2-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	六木小学校 足立区六木3-21-11
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥24,420,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,420,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 六木小学校 足立区六木3-21-11 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	洲江第一小学校 足立区保木間3-27-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,820,000円(税込)
予 定 価 格	¥28,820,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 洲江第一小学校 足立区保木間3-27-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西保木間小学校 足立区西保木間4-2-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,433,600円(税込)
予 定 価 格	¥20,433,600円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西保木間小学校 足立区西保木間4-2-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥26,334,000円(税込)
予 定 価 格	¥26,334,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 保木間小学校 足立区竹の塚3-6-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥27,390,000円(税込)
予 定 価 格	¥27,390,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 東伊興小学校 足立区東伊興1-4-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿桜堤中学校 足立区柳原2-49-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,468,000円(税込)
予 定 価 格	¥28,468,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿桜堤中学校 足立区柳原2-49-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トウショク 住所 東京都江東区亀戸六丁目14番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,667,902円(税込)
予 定 価 格	¥18,667,902円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 千寿青葉中学校 足立区千住宮元町27-6 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第四中学校 足立区梅島1-2-33
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥42,134,400円(税込)
予 定 価 格	¥42,134,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第四中学校 足立区梅島1-2-33 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第五中学校 足立区西新井本町2-3-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥16,796,076円(税込)
予 定 価 格	¥16,796,076円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第五中学校 足立区西新井本町2-3-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第六中学校 足立区本木西町16-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,578,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,578,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第六中学校 足立区本木西町16-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第七中学校 足立区関原3-32-14
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,671,200円(税込)
予 定 価 格	¥20,671,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第七中学校 足立区関原3-32-14 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第九中学校 足立区梅田6-32-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,408,000円(税込)
予 定 価 格	¥23,408,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第九中学校 足立区梅田6-32-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111 (3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十中学校 足立区梅島3-23-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥25,554,111円(税込)
予 定 価 格	¥25,554,111円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第十中学校 足立区梅島3-23-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社東京天竜 住所 東京都文京区本郷二丁目27番20号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十一中学校 足立区弘道1-38-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,168,921円(税込)
予 定 価 格	¥28,168,921円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第十一中学校 足立区弘道1-38-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	第十三中学校 足立区神明南1-16-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥29,660,400円(税込)
予 定 価 格	¥29,660,400円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 第十三中学校 足立区神明南1-16-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	江南中学校 足立区宮城1-8-4
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,367,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,367,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 江南中学校 足立区宮城1-8-4 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東島根中学校 足立区平野1-27-2
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,285,200円(税込)
予 定 価 格	¥19,285,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 東島根中学校 足立区平野1-27-2 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目22番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	東綾瀬中学校 足立区東綾瀬1-5-3
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥30,544,800円(税込)
予 定 価 格	¥30,544,800円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 東綾瀬中学校 足立区東綾瀬1-5-3 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目2番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	青井中学校 足立区青井4-19-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,444,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,444,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 青井中学校 足立区青井4-19-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花畑中学校 足立区花畑1-31-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,143,200円(税込)
予 定 価 格	¥20,143,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 花畑中学校 足立区花畑1-31-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	蒲原中学校 足立区東和3-17-15
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,585,100円(税込)
予 定 価 格	¥23,585,100円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 蒲原中学校 足立区東和3-17-15 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社CTMサプライ 住所 東京都台東区西浅草三丁目4番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	西新井中学校 足立区西新井7-22-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,760,000円(税込)
予 定 価 格	¥23,760,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 西新井中学校 足立区西新井7-22-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社レパスト 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	入谷中学校 足立区入谷3-6-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,190,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,190,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 入谷中学校 足立区入谷3-6-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	江北桜中学校 足立区江北1-17-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥21,931,712円(税込)
予 定 価 格	¥21,931,712円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 江北桜中学校 足立区江北1-17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 東京支店 住所 東京都新宿区大久保一丁目2番17号新宿サンエービル2階
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	伊興中学校 足立区伊興5-17-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥29,535,000円(税込)
予 定 価 格	¥29,535,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 伊興中学校 足立区伊興5-17-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	花保中学校 足立区南花畑2-41-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥16,618,800円(税込)
予 定 価 格	¥16,618,800円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 花保中学校 足立区南花畑2-41-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 日本国民食株式会社 住所 東京都中央区日本橋堀留町二丁目4番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	栗島中学校 足立区中央本町5-23-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,600,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,600,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 栗島中学校 足立区中央本町5-23-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 有限会社朝日屋 住所 東京都荒川区西尾久二丁目4番15号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	加賀中学校 足立区加賀2-25-22
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥16,579,200円(税込)
予 定 価 格	¥16,579,200円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 加賀中学校 足立区加賀2-25-22 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トウショク 住所 東京都江東区亀戸六丁目14番3号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	入谷南中学校 足立区入谷1-24-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,947,180円(税込)
予 定 価 格	¥19,947,268円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 入谷南中学校 足立区入谷1-24-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 東都給食株式会社 住所 東京都墨田区江東橋一丁目16番2号
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課 電話番号	学校運営部 学務課 3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（小・中学校等）
履 行 場 所	六月中学校 足立区六月1-30-1
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥24,618,000円(税込)
予 定 価 格	¥24,618,000円(税込)
概 要	区立小・中学校の児童（生徒）のための学校給食調理の委託 対象学校の作成した献立表及び調理室手配表に従い、対象学校の提供する食品を使用し調理する。 履行期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日 履行場所 六月中学校 足立区六月1-30-1 担当課 教育委員会事務局 学務課学校給食係 電話番号 03-3880-5975（直通）

契約の相手方	名称 一富士フードサービス株式会社 関東支社 住所 東京都千代田区神田錦町三丁目20番地
契約相手方の選定理由	「足立区立小・中学校給食調理業務委託業者選考基準」において、「現に足立区立小・中学校における給食調理業者であり、随意契約による契約更新が5回に満たない場合で成績優秀な給食調理業者に限り、5回に達するまで随意契約による契約更新をすることができる。ただし、学校統廃合等の特別な事情がある場合は、この限りでない。」としている。 足立区業務委託履行状況評定要綱に基づき、令和4年11月9日に開催した「足立区学校給食調理業務民間委託業者選考委員会」で業者の適格性を審査した結果、随意契約による契約更新が適切であると決定した。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、上記事業者との随意契約を希望する。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	辰沼保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,589,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,589,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(辰沼保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	おおやたこども園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,512,000円(税込)
予 定 価 格	¥17,512,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(おおやたこども園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社アモールトーフ 住所 東京都足立区東和二丁目9番11号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	いりや第二保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,444,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,444,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(いりや第二保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 イフスコヘルスケア株式会社 住所 東京都文京区後楽一丁目1番10号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	新田わかば保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,520,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,520,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(新田わかば保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 ソシオフードサービス株式会社 住所 東京都港区芝四丁目13番3号PMO田町東10F
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	上沼田保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,064,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,064,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(上沼田保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社ニッコトラスト 住所 東京都中央区日本橋堀留町2丁目4番3号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	平野保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,576,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,576,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(平野保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社ニッコトラスト 住所 東京都中央区日本橋堀留町2丁目4番3号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	保木間保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,480,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,480,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(保木間保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	鹿浜こども園第一園舎（足立区鹿浜5-25-11）外1園舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,050,000円(税込)
予 定 価 格	¥28,050,000円(税込)
概 要	《概要》履行場所（鹿浜こども園第一園舎外1園舎）において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部子ども施設運営課区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社藤江 住所 東京都墨田区両国一丁目10番7号
契約相手方の選定理由	上記事業者は鹿浜こども園の給食調理を受託しており、当こども園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑なこども園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	中央本町保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,612,000円(税込)
予 定 価 格	¥18,612,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(中央本町保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 フジ産業株式会社 住所 東京都港区虎ノ門三丁目2番1号虎ノ門桜ビル
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	花畑桑袋保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,480,400円(税込)
予 定 価 格	¥14,480,400円(税込)
概 要	【【契約概要】】 履行場所(花畑桑袋保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	元宿こども園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥31,270,800円(税込)
予 定 価 格	¥31,270,800円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(元宿こども園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社メフォス 住所 東京都港区赤坂二丁目23番1号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	いりや第一保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥16,420,800円(税込)
予 定 価 格	¥16,420,800円(税込)
概 要	《概要》履行場所（いりや第一保育園）において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部子ども施設運営課区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 メリックス株式会社 住所 東京都千代田区神田司町二丁目7番地2
契約相手方の選定理由	上記事業者はいりや第一保育園の給食調理を受託しており、当保育園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課 電話番号	子ども家庭部 子ども施設運営課 3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	宮城保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,300,000円(税込)
予 定 価 格	¥14,300,000円(税込)
概 要	《概要》履行場所（宮城保育園）において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部子ども施設運営課区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	上記事業者は宮城保育園の給食調理を受託しており、当保育園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	加賀保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,680,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,680,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(加賀保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 TEL 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レクトン 住所 東京都中央区新川一丁目17番25号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	南保木間保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,642,000円(税込)
予 定 価 格	¥15,642,000円(税込)
概 要	【契約概要】 履行場所(南保木間保育園)において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部 子ども施設運営課 区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レパスト 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
契約相手方の選定理由	【選定理由】 上記事業者は当保育園の給食調理を受託しており、当園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	給食調理委託（保育園）
履 行 場 所	中島根保育園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,130,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,130,000円(税込)
概 要	《概要》履行場所（中島根保育園）において、以下の給食調理業務を行う。 ①調理 ②盛り付け・配膳 ③調理器具、食器具等の洗浄・消毒・保管 ④残菜・厨芥の処理 ⑤施設・設備の清掃及び日常点検 《期間》令和5年4月1日から令和6年3月31日 《担当課》子ども家庭部子ども施設運営課区立保育施設係 Tel 3880-5888

契約の相手方	名称 株式会社レパスト 住所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
契約相手方の選定理由	上記事業者は中島根保育園の給食調理を受託しており、当保育園の給食、調理室の環境等に精通していることから、安全、円滑な保育園給食を継続実施していくためには上記事業者に委託する必要がある。 また、業務内容について園長評価等の実施により、問題ないことが確認された。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1845)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区民農園管理委託
履 行 場 所	伊興三丁目区民農園（足立区伊興三丁目13番）外12農園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,908,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,908,000円(税込)
概 要	区が設置している区民農園の巡回・管理を行うことによって、附帯設備等の状態確認・点検を行い、破損等を察知し、迅速且つ適切な対応ができるとともに、農園内の通路等共用部分及び民地境等周辺の管理を行う。さらに、農園利用者に対する連絡・周知事項の提出、トイレ清掃、草刈除草、生垣・樹木の剪定を行う。 また、利用者に対し、食料、農業、園芸相談を行うことによって、農業知識の普及・啓発を図る。

契約の相手方	名称 東京スマイル農業協同組合 住所 東京都葛飾区白鳥4丁目11番17号
契約相手方の選定理由	本業務を委託するにあたって、以下の条件を満たす必要がある。 （１）農作物の栽培方法、農薬・肥料についての知識・経験が豊富である。 （２）農園内施設の適正管理を行うとともに、利用者に対して、栽培についての助言をすることができる。 （３）利用者の食の安全、食料・農業に関する理解を深めることができる。 以上の条件を満たすものがほかになく、また令和4年度の業務内容が良好であったと認められるため、東京スマイル農業協同組合と随意契約を締結する。
担 当 課	産業経済部 産業振興課
電話番号	3880-5111(3662)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	区立千寿本町小学校（足立区千住三丁目30番）外41校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,575,336円(税込)
予 定 価 格	¥19,575,336円(税込)
概 要	【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 Tel 3880-8020 令和5年4月 1日まで 学校運営部学校施設管理課管理係 Tel 3880-5965

契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。 以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111 (3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	区立第一中学校（足立区千住河原町4番7号）外26校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,666,192円(税込)
予 定 価 格	¥12,666,192円(税込)
概 要	【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課 庶務係 TEL3880-8020 令和5年4月1日から 学校運営部学校施設管理課 管理係 TEL3880-5965

契約の相手方	名称 セコム株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号
契約相手方の選定理由	機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。 日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。 以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	警備保障委託
履 行 場 所	区立西新井第一小学校（足立区西新井六丁目２１番３号）外１２校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥6,263,400円(税込)
予 定 価 格	¥6,263,400円(税込)
概 要	【概要】 学校施設内における火災、盗難を防止するとともに、不法・不良行為を排除し財産の保全を図るため、学校施設を警備設備により監視する等の警備業務を委託する。 【契約期間】 令和５年４月１日から令和６年３月３１日 【担当課】 施設営繕部中部地区建設課庶務係 Tel 3880-8020 学校運営部学校施設管理課管理係 Tel 3880-5965

契約の相手方	名称 総合警備保障株式会社 城東支社 住所 東京都台東区東上野一丁目１番１２号栗橋ビル
契約相手方の選定理由	機械警備に必要なセンサー等の警報装置や回線は、委託先の警備会社が設置している警備会社固有のものである。このため、委託先に変更が生じると新たに請け負った警備会社が警報装置等の設置工事を行うこととなるが、学校施設は規模が大きく、これら設置工事には1校当たり3～7日程度を要する。このため、契約決定後に児童・生徒が在籍する学校で短期間に工事日程を確保することは学校運営上難しい。また、年度末の繁忙期かつ教職員の移動時期に、学校が業者変更の取り扱いを行うこととなり、学校現場にさらなる負担がかかることとなる。 日程が確保できた場合でも、新しい回線を敷設する場合、これまで敷設されている回線を利用して工事を行うことから、工事中は未警戒となる。学校が安心して学校運営を行うためには、機械警備は1日たりとも欠かすことはできない。 以上のことにより、引き続き業務委託することで学校は安全安心かつ円滑な運営を行うことができる。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	神明障がい福祉施設（足立区神明南二丁目6番18号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,771,324円(税込)
予 定 価 格	¥4,771,324円(税込)
概 要	1 履行場所 ・ 建物名称 神明障がい福祉施設 ・ 住 所 足立区神明南二丁目6番18号 2 履行期限 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 3 委託内容 当該建物の日常清掃業務を行う。業務は特記仕様書によるほか、「足立区維持保全業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という）」による。 4 適用範囲 特記仕様書は、標準仕様書に定めのない事項又はこれにより難い事項について定める。特記仕様書に記載されていない事項は標準仕様書による。 5 作業内容

契約の相手方	名称 （福）あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の 選定理由	平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」により、国や地方公共団体等が優先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するよう、努めなければならない。 当事業者は、足立区内で多くの障がい者施設（事業）を経営している。地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に該当している。障がい者施設等からの役務の提供を受ける契約を結ぶときは、随意契約によることができる。
担 当 課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5111(1964)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	綾瀬障がい福祉施設（足立福祉事務所東部福祉課・綾瀬福祉園）足立区東綾瀬一丁目26番2号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,423,518円(税込)
予 定 価 格	¥4,423,518円(税込)
概 要	【概要】施設内の各事務室及び廊下・トイレ部分の清掃及び衛生保持業務を、「維持保全業務標準仕様書」および建物清掃業務委託特記仕様書に基づいて実施する。 〔延床面積〕2,094.47㎡ 【契約期間】令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】福祉部足立福祉事務所東部福祉課庶務係 電話03(3605)7105

契約の相手方	名称 (福) あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の選定理由	上記団体は、障がい者用の就労移行支援を行う就労継続支援施設を運営しており、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」第9条第1項の規定に基づき定められた「足立区障害者就労施設等からの調達方針」（以下「調達方針」という。）の対象となる団体である。清掃業務は調達方針の対象となる役務で、地方自治法令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約での調達を推進していることから、障がい者の自立助長のため、上記団体との随意契約を依頼する。
担 当 課 電話番号	福祉部 足福・東部福祉課 3605-7105(6661)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	竹の塚保健センター指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,194,840円(税込)
予 定 価 格	¥3,194,840円(税込)
概 要	【業務内容】当該建物の日常清掃を行う。 【建物概要】 構造：鉄筋コンクリート造 地下1階地上27階の2階部分 用途：保健センター、休日応急診療所及び休日応急歯科診療所 敷地面積：2,618㎡ 建築面積：2,618㎡ 延床面積：2,618㎡(実効面積：2,254㎡) 【日常清掃】平日の月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで 祝日及び年末年始12月29日から1月3日を除く (1)床清掃(2)ごみ収集(3)壁面清掃(4)扉清掃

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 足保・竹の塚保健
電話番号	38555082(851101)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

213805-32

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物清掃業務委託
履 行 場 所	足立区千住庁舎 足立区千住仲町19番3号
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,326,200円(税込)
予 定 価 格	¥5,326,200円(税込)
概 要	【概要】足立区千住庁舎の利用者が快適に利用できる環境を維持するため、日常の清掃業務を行う。 【期間】令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】衛生部 足立保健所 千住保健センター 庶務係 電話03-3888-4279

契約の相手方	名称 (福)あしなみ 住所 東京都足立区千住4-3-9
契約相手方の選定理由	平成15年度から、精神障害者の就労の場の拡大と、就労訓練の場の提供を図るため、区の施策として就労支援事業に位置づけ実施している。 また本団体は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する精神障害者関係団体で区内唯一の社会福祉法人であり、昨年度の清掃委託の実績とあわせ信頼できる団体である。
担 当 課 電話番号	衛生部 足保・千住保健 3888-4279(86455)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園等清掃委託
履 行 場 所	毛長川遊歩道・保木間公園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から、令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥8,266,689円(単価契約)
予 定 価 格	¥8,266,690円(税込)
概 要	【概 要】 毛長川遊歩道及び保木間公園の適正な管理を目的として、園内清掃及びゴミ（一般廃棄物、産業廃棄物、資源）の集積、搬出又は指定場所への搬入を行う。 【契約期間】令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担 当】都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03(3880)5314(直通)

契約の相手方	名称 企業組合労協センター事業団 足立支店 住所 東京都足立区南花畑二丁目33番16号
契約相手方の選定理由	当事業者は、非営利・協働のネットワークを広げることを経営理念とし、高齢者に働く機会を与え、地域社会への貢献を主な目的として活動している。高齢者の就業の機会確保の観点から、当事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5111(2561)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公園等清掃委託
履 行 場 所	一ツ家第一公園（足立区一ツ家四丁目16番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥11,877,560円(単価契約)
予 定 価 格	¥11,877,560円(税込)
概 要	【概要】一ツ家第一公園の適正な管理を目的として、園内清掃、冬期落ち葉時期清掃、草刈、引継ぎ公園清掃、草刈及びゴミ（一般廃棄物、産業廃棄物、資源）の集積、搬出又は指定場所への搬入を行う。尚、産業廃棄物については搬出せず発注者に報告すること。 清掃 年52回 冬期落ち葉時期清掃 年 8回 草刈 年 6回 【契約期間】令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第三係 電話03（3880）5011

契約の相手方	名称 企業組合労協センター事業団 足立支店 住所 東京都足立区南花畑二丁目33番16号
契約相手方の選定理由	上記事業者は、非営利・協働のネットワークを広げることを経営理念とし、高齢者に働く機会を与え、地域社会への貢献を主な目的として活動している。高齢者の就業の機会確保の観点から、上記事業者との随意契約を依頼する。
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2832)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公共施設資源化物回収委託
履 行 場 所	青井住区センター（足立区青井五丁目１１－４０番１０１号）外９２か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥4,036,032円(税込)
予 定 価 格	¥4,036,032円(税込)
概 要	【概要】 青井住区センター（足立区青井五丁目１１－４０番１０１号）外９２か所の資源ゴミの回収を行う。 【契約期間】 令和５年４月１日 から 令和６年３月３１日 まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 吉川

契約の相手方	名称 城北リサイクル協同組合 住所 東京都足立区本木二丁目１６番１２号ライフハウス２ １０２号
契約相手方の選定理由	①同組合は、区内９０か所以上の公共施設の資源化物を１日で回収が可能である。 ②同組合は、回収から処理まで一体的に実施することができる区内唯一の協同組合事業者である。 ③資源化物回収委託契約の締結にあたっては、処理委託契約を同じ事業者と別途契約する必要があるが、処理委託契約の契約請求は学務課が一括して担当するため、他の事業者に回収を委託することができない。
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1754)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	公共施設資源化物回収委託
履 行 場 所	足立区立青井小学校ほか134カ所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,312,768円(税込)
予 定 価 格	¥6,312,768円(税込)
概 要	【概要】 青井小学校ほか134カ所から発生した古紙類、びん、かん類を回収し、リサイクルルートにのせる。 回収日程 毎月 第2、第4水曜日 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 学校運営部 学務課 学校給食係 電話3880-5975

契約の相手方	名称 城北リサイクル協同組合 住所 東京都足立区本木二丁目16番12号ライフハウス2 102号
契約相手方の選定理由	委託内容を確実に遂行するためには、作業内容や公共施設の集積所の位置等の地理的把握に十分な知識と経験を有していることが必須条件である。 当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に44社の組合員を持ち、行政回収や集団回収事業を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し多くの実績を挙げている。 また、当該事業者は、現在も本業務を請負っており、区内約230箇所に及ぶ公共施設の資源化物を1日で回収することが可能であり、車両の供給や回収作業も誠実かつ確実に遂行している。 さらに、当該事業者は区内の資源回収業者の組合員が多く、作業内容や公共施設の集積所の位置等の地理的把握についても豊富な知識と経験、実績を有するほか、回収から処理まで一貫して行っていることから、回収量の増大や臨時の搬入の場合などにおいても搬入先の調整等を円滑に行うことができる。 よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。
担 当 課	学校運営部 学務課
電話番号	3880-5111(3445)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	「公社ニュース トキメキ」記事掲載委託
履 行 場 所	産業政策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,636,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥20,636,000円(税込)
概 要	【概要】 1. 「公社ニュース トキメキ」に年間予定200段分(毎月16段+特集月年2回20段)の情報を掲載。 掲載記事は、産業経済部より提供される記事原稿および受託者独自取材により作成。 2. 本委託には、区が提供する記事原稿の編集・レイアウト・校正、受託者が取材する記事に係る経費等を含む。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 産業経済部産業政策課管理係 03-3880-5182(直通)

契約の相手方	名称 公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンター 住所 東京都足立区千住一丁目5番7号あだち産業センター2階
契約相手方の選定理由	「公社ニュース トキメキ」は区内全戸に配布されており、地域の社会、産業、生活を中心に暮らしに役立つ情報誌として発行されている。この情報誌に区内産業の活性化を図るため、タウン情報のほか産業情報として区の施策や効果を掲載し周知する。 については、発行元である公益財団法人足立区勤労福祉サービスセンターに掲載を委託する。
担 当 課	産業経済部 産業政策課
電話番号	3880-5111(3612)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場クリーン作業委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内（別紙1 管轄区域図のとおり）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥2,601,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,601,500円(税込)
概 要	【概要】 本委託は、区内公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第三係 03(3880)5016(直通)

契約の相手方	名称 セントラル企画有限会社 他5者 住所 東京都練馬区関町東一丁目6番8号
契約相手方の選定理由	本委託における作業は、足立区内約340か所の砂場を年間計画に基づいてふり作業を行う以外に、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等、迷惑行為により緊急を要する作業が多いため、実績が多く信頼がおける業者と随意契約を行う必要がある。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当） 全6社 セントラル企画有限会社 更生保護法人清和会 有限会社睦興業 株式会社丸三興業 浅香園芸株式会社 株式会社環境クリーン
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5016(2842)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場砂補充委託
履 行 場 所	都市建設部 東部道路公園維持課管内
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,685,800円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,932,860円(税込)
概 要	【概要】 本委託は、区立公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 ガラス破片等の異物混入、踏圧等による砂の固結、砂の不足等に対処するため作業を実施する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第二係 電話：3880－5239（直通）

契約の相手方	名称 有限会社睦興業 他2者 住所 東京都足立区一ツ家三丁目22番16号
契約相手方の選定理由	本委託による作業は、足立区内約340か所の砂場について、犬・猫の糞尿やガラス片の混入等の迷惑行為があった場合、利用者の安全を確保するため、緊急を要する作業が多い。上記事業者は、現場対応が迅速かつ円滑であり、作業実績も良好で信頼があるため、本事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） 1 有限会社睦興業 2 セントラル企画有限会社 3 イズミ産業株式会社
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2431)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	砂場砂補充委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内（別紙1管轄区域図のとおり）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,965,300円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,116,000円(税込)
概 要	【概要】 本委託は、区立公園・児童遊園における砂場の適正な維持管理を行うためのものである。 ガラス破片等の異物混入、踏圧等による砂の固結、砂の不足等に対処するため作業を実施する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第三係 03(3880)5016(直通)

契約の相手方	名称 有限会社睦興業 他2者 住所 東京都足立区一ツ家三丁目22番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、砂の補充量に変動があり、ガラス混入などの緊急依頼も多く、迅速な対応が可能である事業者を選定している。当該業者は昨年度の受注業者で区立公園・児童遊園の現場を熟知している。砂の採取場との取引実績があることから迅速かつ円滑に運搬・搬入作業を行うことができる。また、過去の作業実績も良好で仕事も丁寧なため、随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当） 全3社 (有)睦興業 イズミ産業(株) セントラル企画(有)
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5016(2842)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン関原（足立区関原二丁目10番10号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,988,000円(非課税)
予 定 価 格	¥5,988,000円(非課税)
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びと育ちの場およびその親の交流の場の提供 ・子育てに関する相談および関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集および提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育ておよび子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者、および妊婦とその配偶者 開設日時：月曜日～土曜日、午前10時～午後4時 ただし、月2回は午前9時～午後4時 (日・祝日、年末年始及び足立区が指定する日を除く) 職員の配置：専任を常時2名配置する。

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8 - 203号うめじまK Sビル
契約相手方の選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル）により第一位に選定され、4足地住発第2667号（部長決定）により特定されたため。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1771)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン上沼田（区立上沼田保育園内）（足立区江北四丁目17番20号101）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,944,000円（非課税）
予 定 価 格	¥4,944,000円（非課税）
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びと育ちの場およびその親の交流の場の提供 ・子育てに関する相談および関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集および提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育ておよび子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者、および妊婦とその配偶者 開設日時：月曜日～金曜日、午前10時～午後4時 ただし、月2回は午前9時～午後4時 （休・祝日、年末年始及び足立区が指定する日を除く） 職員の配置：専任を常時2名配置する。

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人子育てパレット 住所 東京都足立区梅島三丁目4番8 - 203号うめじまKSビル
契約相手方の選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル）において第一位に選定され。4足地住発第2667号（部長決定）より特定されたため。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1771)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥77,301,356円(単価契約)
予 定 価 格	¥77,301,356円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業および、食品トレイのモデル回収事業において回収した資源化物（びん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）・ペットボトル・食品トレイ）を再資源化するため、品目ごとに選別、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者引き渡すこと、および資源化物回収用のコンテナを洗浄すること。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶を搬入している実績があり、区の指示や指導に対して誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設が北千住地域及び小台、宮城地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の南部における数少ない搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,307,512円(単価契約)
予 定 価 格	¥6,307,512円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみのうち、細分化した選別等による高品質化のうえ資源化対象とした不燃ごみを梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡すこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146(直通)

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の選定理由	資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 今回、選別等の高品質化をした不燃ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者に引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。 当該事業者は、梱包・保管を行うための処理能力を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートを有している。 また、当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における搬入先として重要な施設である。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,309,122円(単価契約)
予 定 価 格	¥17,309,122円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲食料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アイ・エス産業 住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、びん・缶については、現在、同一車両で混載方式にて回収しているため、びん・缶双方が搬入できる資源化施設が必須条件であり、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要である。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設は、国道4号線より西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の西部における数少ない搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,720,707円(単価契約)
予 定 価 格	¥28,720,707円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したびん・缶（飲料缶等のほか、スプレー缶・カセットボンベを含む）を再資源化するため、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 中村ガラス株式会社 住所 東京都足立区本木一丁目13番16号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、びん・缶については、現在、同一車両で混載方式にて回収しているため、びん・缶双方が搬入できる資源化施設が必須条件であり、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要である。 当該事業者は、びん・缶双方を扱う施設として、現在も行政回収しているびん・缶を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行しており、当該事業者の施設は、国道4号線より東部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の東部における数少ない搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

217500-6

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥55,866,426円(単価契約)
予 定 価 格	¥55,866,426円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業で回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者引き渡す業務を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 TEL03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 大谷清運株式会社 住所 東京都葛飾区水元一丁目3番13号
契約相手方の選定理由	当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に準ずる施設（大谷清運リサイクルリポーン、足立区入谷九丁目4番13号）を区内に所有し、かつ、現在も本業務を請負っていて、誠実かつ確実に業務を遂行している。 また、当該事業者の施設は区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから区の北西部における数少ない搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者の指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,594,321円(単価契約)
予 定 価 格	¥9,594,321円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収したペットボトルを再資源化するため、圧縮、梱包、保管等の高品質化を行い、再商品化する事業者を引き渡す業務を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の選定理由	資源回収は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することにより需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 一方、行政責任で回収している資源（古紙・びん・缶・ペットボトル）のうち、ペットボトルについては、平成17年度当初より、区内全域の資源回収場所・ごみ集積所での分別回収を実施しているが、円滑かつ確実で、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。 当該事業者は、本契約における必要要件である廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条に準ずる施設（足立営業所、足立区入谷八丁目10番29号）を区内に保有している数少ない搬入先として重要な施設となっている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥214,231,105円(単価契約)
予 定 価 格	¥214,231,105円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみ、粗大ごみ及び持込みされた粗大ごみのうち資源化対象としたものを再利用事業者へ引き渡すことで、ごみの再資源化及び減量を図ることを目的とする。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146(直通)

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	資源化事業は、資源の取引価格の変動等、経済システムに密接に関連した事業であり、本事業を円滑かつ安定的に実施するには、資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。今回、選別等の高品質化をした不燃ごみ、および粗大ごみを破碎・梱包・保管等を行い、再利用事業者へ引き渡しを行う。円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている資源化施設を確保することが必須である。当該事業者は、破碎・梱包を行うための機械を有しているほか、再利用事業者への引渡しや売却ルートを有している。現在も選別等の高品質化をした不燃ごみ、及び粗大ごみ(金属類・木材・布団)の資源化について行っており、区の依頼や連絡に対して誠実かつ確実に履行している。また、足立区全域の不燃ごみや、資源対象の粗大ごみの全てを搬入、破碎・梱包・保管等を行う処理能力があり、円滑かつ確実に、効率的に行うことが可能な施設を足立区内に保有しているため。(地方自治法施工令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	資源化委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,100,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥12,100,000円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施する資源回収事業において回収した古紙（新聞・雑誌・雑がみ・段ボール・紙パック）を再資源化するため、紐切り、品目ごとに選別、保管等の高品質化する等の業務を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 電話03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 城北リサイクル（協） 住所 東京都足立区本木2-16-12 ライフハウスⅡ102号
契約相手方の選定理由	資源化事業を円滑かつ安定的に実施するには、回収した資源化物を高品質化することによって需要の確保を図る必要がある。そのためには、間断のない選分加工等の中間処理機能の充実が不可欠となる。 当該事業者は、昭和25年に発足した法人組織で、傘下に44社の組合員をもち、主に集団回収を中心として当区が行うリサイクル事業に率先して協力し、多くの実績を挙げている。 また、当該事業者は、行政回収している古紙を搬入している実績があり、誠実かつ確実に履行しており、業務指示書に沿って資源化を受託できる施設を多く保有している。 さらに、回収作業の効率を考慮した場合、施設の立地については、区の内部でもバランスよく配置されていることが重要であるが、当該事業者は、区の全域において直納問屋等古紙を扱う組合員が多く、搬入先の箇所数について圧倒的な優位性があり、融通性も確保できる。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自転車等駐車場設備保守・遠隔操作及び管理業務委託
履 行 場 所	北千住北自転車駐車場（千住旭町42番2号）外1ヶ所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥19,372,188円(税込)
予 定 価 格	¥19,372,188円(税込)
概 要	1 概要 (1) 履行場所 ①北千住北自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号） ②北千住西口自転車駐車場（足立区千住旭町42番2号） (2) 主な契約内容 ①「足立区営自転車等駐車場管理運営要綱」に基づく事務受付（定期利用受付、一時利用受付等） ②自転車駐車場の管理 ③金銭取扱事務 ④遠隔監視業務および管理システム等設備機器保守・点検 2 期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

契約の相手方	名称 株式会社ルミネクリエーツ 住所 東京都新宿区西新宿一丁目19番5号
契約相手方の選定理由	選定業者は、監視業務の知識に関しては実績や信頼があり、同じ建物内にある駐車場管理運営及び監視業務も実施している。監視業務の管理を一体化することにより効率的に業務を行うことができる。
担 当 課	都市建設部 交通対策課
電話番号	3880-5111(2281)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

218805-6

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自動車賃借
履 行 場 所	総務課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥13,445,520円(税込)
予 定 価 格	¥13,445,520円(税込)
概 要	別紙のとおり

契約の相手方	名称 三菱HCキャピタルオートリース株式会社 公 共営業部 住所 東京都港区西新橋一丁目3番1号
契約相手方の 選定理由	現在車両を賃借しているため
担 当 課 電話番号	総務部 総務課 3880-5111(1314)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	巡回入浴業務委託
履 行 場 所	障がい福祉課指定場所（足立区内対象者自宅）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥28,526,940円(単価契約)
予 定 価 格	¥28,526,940円(非課税)
概 要	【概要】 入浴困難な在宅の重度身体障がい者（以下「対象者」という。）に対し、入浴車を派遣し入浴業務を行う。 ・ 履行場所 障がい福祉課の指定する場所（足立区内対象者自宅） ・ 対象者1人につき年52回を限度とし、1ヶ月あたりの上限は5回までとする。 ・ 対象者に対し、洗体・洗髪・洗顔を行う。入浴後は対象者の身体を十分に拭き取る。 【契約期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 【担当課】 福祉部障がい福祉課障がい給付係 電話（03）3880-5472（直通）

契約の相手方	名称 株式会社大起エンゼルヘルプ 他3者 住所 東京都荒川区東尾久一丁目1番4号 5階
契約相手方の選定理由	上記事業者に加え、下記3者を加えた4者を選定する。 ・ アースサポート株式会社 渋谷区本町1-4-14 ・ アサヒサンクリーン株式会社 静岡市葵区10-8-1 ・ 合同会社i.（いい湯だな城北） 足立区南花畑4-3-1 マスカレードA号棟101 【選定理由】入浴を安全に行うため、看護師や介護士の確保が必須であり、一社あたりの受け入れ人数に限られる。常に安定して利用者を受け入れる体制を整える必要があり、そのためには履行業者が複数必要である。 同内容の事業を実施する事業者9社に確認を行ったが、履行可能と回答した事業者は上記4者のみであった。 既存事業者については、継続して履行をさせるということで、履行機関の短縮や経費の節減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できると認められる。 新規事業者については、現に他所管（介護保険課）の案件で履行中の業務があり、当該事業者に委託させることで、履行機関の短縮や経費の節減、安全・円滑かつ適切な履行が確保できると認められる。（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課	福祉部 障がい福祉課
電話番号	3880-5111(1997)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	職員定期健康診断委託
履 行 場 所	足立区役所指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥87,017,018円(単価契約)
予 定 価 格	¥87,017,018円(税込)
概 要	定期健康診断委託 職員の健康状態を調査し、その結果から疾病の早期発見、疾病予防、積極的な健康づくりを進めるとともに、健康障害を防止するための職場環境や業務の改善につなげることを目的とする。 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 担当課 人事課 健康増進係 03-3880-5254 内線1437

契約の相手方	名称 医療法人社団こころとからだの元氣プラザ 住所 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング1階・2階
契約相手方の選定理由	令和2年度契約で「31足総人発第4015号 足立区長決定」により指名競争入札を実施した結果、同事業者と契約するに至った。その決定において、データの継続性の確保等の理由から、特段の問題が無ければ5年を限度とする継続選定期間（令和6年度契約まで）を設定しており、同事業者は健康診断の実施状況等を鑑みるに優良な事業者と認められる為、引続き選定するものである。なお令和5年度契約は、5年の内の4年目となる。
担 当 課 電 話 番 号	総務部 人事課 3880-5111(1435)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	人材派遣
履 行 場 所	足立清掃事務所（足立区東伊興三丁目23番9号）
分類業務区分	人材派遣
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥115,845,856円(単価契約)
予 定 価 格	¥115,845,856円(税込)
概 要	安定した収集作業体制を確保するため、ごみ収集作業に従事する収集作業員について、労働者派遣法による人材派遣を活用する。 【契約期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部 足立清掃事務所 管理係 電話03-3880-2142（直通）

契約の相手方	名称 有限会社タレット 住所 東京都台東区根岸3-25-6
契約相手方の選定理由	ごみの収集作業を安定的に行うため、日々雇用者の供給システムが存在し、欠員を生じさせていないことが必須条件である。 当該事業者は、清掃事業従事者の派遣経験があり、定款に清掃事業関連事業派遣を規定し、誠実かつ確実に業務を遂行している実績がある。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	図書館用図書整理委託
履 行 場 所	千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外101校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 3日 から 令和 6年 3月 29日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,801,728円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,801,728円(税込)
概 要	1 委託内容：新規に購入した図書の装備（フィルムコーティング除く） 2 予定数量：59, 104冊 3 履行期間：令和5年4月3日～令和6年3月29日 4 履行場所：千寿小学校外101校 5 担 当：学校支援課学校経理係 佐川（電話：3880-5483）

契約の相手方	名称 足立書店協同組合 住所 東京都足立区竹の塚六丁目4番-5-4号
契約相手方の選定理由	区立小・中学校の図書室には、貸し出し時や図書の検索・管理等で使用するため、（株）トーハン社製の学校図書館管理システム「探検隊」が導入されており、システムへの登録の際必須となる書誌データを保存したCDを作成可能な事業者が指定する事業者のみであるため。
担 当 課	学校運営部 学校支援課
電話番号	3880-5111(3531)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	水路・排水施設等清掃委託
履 行 場 所	都市建設部東部道路公園維持課管内(別紙1 管轄区域図のとおり)
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,978,454円(単価契約)
予 定 価 格	¥18,978,454円(税込)
概 要	【概要】 1 集水樹・導水管・U字溝などの清掃 2 浸透樹・浸透管などの清掃 3 親水施設(水路、滝、池、地下貯水槽など含む)の清掃、土砂や苔、水垢などが溜まった部分を高圧洗浄車やデッキブラシ等で清掃して、堆積物をバキューム車で除去する。発生物は運搬・処分する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 エンドウ・エコレイズ株式会社 他6者 住所 東京都足立区西新井六丁目27番16号
契約相手方の選定理由	現場が管内一円で作業量が多く、1社では受注しきれない。また、エリア別の契約とすると、特定か所で作業が集中することもあり、対応が困難になる。そのため、複数業者と契約することが必要となる。また、上記の7社は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、迅速かつ円滑に作業を行うことができる。過去の作業実績も良好で信頼があり、仕事も丁寧である。よって、本事業者との随意契約を依頼する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) エンドウ・エコレイズ(株)、新栄工業(株)、(更)清和会、(株)丸三興業、(有)睦興業、山喜建設(株)、東武清掃(株)
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	水路・排水施設等清掃委託
履 行 場 所	都市建設部西部道路公園維持課管内(別紙1 管轄区域図のとおり)
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,737,090円(単価契約)
予 定 価 格	¥20,737,090円(税込)
概 要	【概要】 1 集水桝・導水管・U字溝などの清掃 2 浸透桝・浸透管などの清掃 3 親水施設(水路、滝、池、地下貯水槽など含む)の清掃、土砂や苔、水垢などが溜まった部分を高圧洗浄車やデッキブラシ等で清掃して、堆積物をバキューム車で除去する。発生物は運搬・処分する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03-3880-5314(直通)

契約の相手方	名称 エンドウ・エコレイズ株式会社 他6者 住所 東京都足立区西新井六丁目27番16号
契約相手方の選定理由	エンドウ・エコレイズ(株)、新栄工業(株)、(更)清和会、(株)丸三興業、(有)睦興業、山喜建設(株)、東武清掃(株) 現場が区内一円で作業量が多く、1社では受注しきれない。また、エリア別の契約とすると、特定か所で作業が集中することもあり、対応が困難になる。そのため、複数業者と契約することが必要となる。また、上記の7社は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、迅速かつ円滑に作業を行うことができる。過去の作業実績も良好で信頼があり、仕事も丁寧である。よって、随意契約を行いたい。(地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5314(2562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託（水路・排水施設）
履 行 場 所	受注者の処理施設
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,300,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,300,000円(税込)
概 要	【概要】 水路、池、浄化施設等の清掃により排出した汚泥の処分 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 有限会社平澤興業 住所 埼玉県越谷市大間野町四丁目212番地3
契約相手方の選定理由	上記事業者は、「水路・排水施設等清掃委託」を随意契約している受注者の提携会社である。 緊急時における水路等の清掃業務で発生した汚泥処理を提携外の廃棄物処理会社で受け入れてもらうことが難しいため、本事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

222305-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	西新井橋緑地グラウンド管理業務委託
履 行 場 所	荒川左岸西新井橋緑地グラウンド（別紙委託箇所参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,875,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,875,000円(税込)
概 要	【作業内容】 ・ 駐車場管理業務 ・ 草刈除草業務 ・ グラウンド整備業務 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人足立区野球普及振興会 住所 東京都足立区梅田6-20-5
契約相手方の選定理由	当法人は軟式野球を通して、野球の普及と青少年の健全育成を目的に設立され、荒川河川敷で数多くの試合を実施している。河川敷グラウンド管理にあたっては、利用者の立場に立ったグラウンドの維持管理が行え、経費も低廉で実施することができる。また、グラウンドの駐車場管理や車両管理も滑らかに実施でき、信頼もおけ、円滑な管理を行うことができるため、当該団体と随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥14,988,916円(税込)
予 定 価 格	¥14,988,916円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所 清掃計画係 TEL03-3853-2146(直通)

契約の相手方	名称 株式会社新井商店 住所 東京都台東区根岸五丁目14番13号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入してくるものであり、土曜日曜祝日には1日あたり約120件、個数では約720個、重量では約6tの粗大ごみが搬入され、これを一時ストックしなければならないほか、道路環境や荷物の積み下ろしなどの騒音に対する設備、鹿浜粗大中継所に搬送するためのトラックの一時保管並びに作業スペースが必須条件である。特にごみという性格から近隣住民への配慮は必要不可欠である。上記事業者は区が古紙の回収で契約している城北リサイクル協同組合の正会員であり、足立区北加平に大きな倉庫、ヤードを設けている「古紙直納問屋」である。本来業務の関係から近隣対策はもちろん、トラックが出入りできる施設であり、騒音に対する設備が完備されている。また、立地が北加平という足立区を東西で2分したときの東の中心であり区民の方の利便性は大きな魅力である。さらに当条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しない。(地方自治法施工令第167条の2第1項第6号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥34,597,585円(税込)
予 定 価 格	¥34,597,585円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみの直接持込事業を実施することは、粗大ごみの収集コスト削減ならび、区民サービス拡大という利点がある。そのため、区民が直接持込した粗大ごみの受付業務及び、北加平自己持込場所に集まった粗大ごみの運搬を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146 (直通)

契約の相手方	名称 白井運輸株式会社 住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ自己持込については、家庭で使用していた耐久消費財等を区民の方が自ら自家用車にて搬入するもので、土日祝日には1日あたり約120件、平日では約70件の粗大ごみが搬入され、これを一時ストックするスペース、持ち込みに便利な道路環境が必要である。また、持ち込まれた粗大ごみは、粗大ごみ破碎処理施設に搬送するため、中継プレス車への積み込み作業をしなければならず、その作業スペースと積み込み時に発生する騒音対策設備が完備されていることが必須条件である。 上記事業者は区が清掃車の屋上契約をしている東京環境保全協会の正会員で、足立区鹿浜に大きな車庫、ヤードを設けており、本来業務の関係から近隣対策を行うとともに、粗大ごみ自己持ち込みの車両や中継搬送用の中継プレス車が出入りでき、騒音に対する設備も完備されている。前記必須条件を満たす施設を所有する業者は区内に他には存在しないため、随意契約するものとする。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

223300-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ収集作業・中継運搬業務請負委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥243,066,410円(単価契約)
予 定 価 格	¥243,066,410円(税込)
概 要	【概要】 区内全域の粗大ごみを、受託者が小型ダンプ車および大型プレス車を使用して収集し、足立区が指定する搬入場所に運搬するとともに、付帯する事務を行う。 【履行期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所管理係 電話3583-2142(直通)

契約の相手方	名称 足立資源環境事業(協) 住所 東京都足立区西伊興1-6-28
契約相手方の選定理由	当該事業者の組合員は区が清掃車両の雇上契約をしている東京環境保全協会の会員であり、長年にわたり清掃事業に携わっている。 また、当該事業者の組合員が、現に粗大ごみの収集および中継の受託者であり、本委託契約に基づく粗大ごみ専用収集車両および中継運搬車両を保有する唯一の事業者である。 よって、当該事業者と随意契約により契約することとしたい。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2142(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ受付業務及び関連システム運用・保守業務委託
履 行 場 所	委託者の指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥105,666,990円(税込)
予 定 価 格	¥105,666,990円(税込)
概 要	【概要】 足立区環境行政サービスの一層の推進及び事務作業の効率化を図る。 1 粗大ごみ排出者への電話及びインターネットなどによる受付業務 2 携帯タブレット端末を用いた粗大ごみ収集昨日管理 3 集積所管理システムにおける更新データの一括管理 4 集団回収システムにおける更新データの一括管理 5 チャットボットによる受付機能の運用および保守 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel03-3853-2146

契約の相手方	名称 株式会社NTTネクシア 住所 北海道札幌市中央区大通西十四丁目7番地
契約相手方の選定理由	令和4年7月7日に実施した粗大ごみ受付業務および関連システム運用・保守業務委託選定委員会において、上記事業者の提案書が特定された。提案書募集の際に、履行期間を契約締結日～令和6年3月31日としており、運用期間内である。また、業務の実施評価も良好であることから上記事業者との随意契約を行いたい。（地方自治法施工令第167条2第1項第2号該当）
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

223405-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	粗大ごみ中継業務委託
履 行 場 所	足立区指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥54,619,829円(税込)
予 定 価 格	¥54,619,829円(税込)
概 要	【概要】 粗大ごみを効率的に処理するため、粗大中継所に集められた粗大ごみの分別保管業務、中継運搬車両への積み替え業務、及び粗大中継所の運営管理業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 足立清掃事務所清掃計画係 Tel 03-3853-2146 (直通)

契約の相手方	名称 白井運輸株式会社 住所 東京都足立区鹿浜三丁目28番7号
契約相手方の選定理由	粗大ごみ中継業務は、足立区全域より収集された粗大ごみを効率的に処理・処分施設（中防粗大ごみ破碎処理センター）へ運搬するため、粗大ごみを集約し中継車両（中継プレス車）へ積替え作業を行うこと、および積替え作業を行う施設を管理・運営することを業務内容としている。当該業務においては、近隣に対する騒音の影響が大きいため防音等の設備投資が必要であるが、上記事業者は清掃事業が区に移管される以前より粗大ごみ中継施設としての業務を行っており、経験があり、設備が十分に整っている。また、中継車両配車元と中継業務委託先が同一事業者となることを想定しており、効率的に粗大ごみの積み込み等の中継業務を行うことが可能となる。平成15年5月より、粗大ごみの区民自己持込制度を行っているが、当該事業にかかる持込指定場所については、粗大ごみ中継業務委託先と同一先を想定している。効率的な収集運搬体制を確立するため、区民自己持込制度・粗大ごみ中継業務を同一場所で実施することが行政コストの最小化につながるため。（地方自治法施工令第167条の2第1項第6号該当）
担 当 課 電話番号	環境部 足立清掃事務所 3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	本会議生中継放送・機器操作委託
履 行 場 所	足立区議会ＡＶ調整室及び足立区議会事務局指定場所（足立区中央本町一丁目１７番１号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥4,782,800円（単価契約）
予 定 価 格	¥4,782,800円（税込）
概 要	【概要】 1. 生中継 各定例会及び臨時会を撮影した映像及び音声を㈱ジェイコム東京足立局所有の機器を使用し、㈱ジェイコム東京足立局に伝送し、「Ｊ：ＣＯＭチャンネル足立」により生中継で放送する。 2. 機器操作 区議会事務局と十分な打ち合わせの上、各定例会及び臨時会を撮影・録音する。また、放送に使用する映像を選択し、映像にテロップを入力する。入力後、音声とともに、市内ＣＡＴＶ網及び区議会事務局の指定する場所に送信する。 【担当課】 区議会事務局調査係 Tel3880-5996

契約の相手方	名称 株式会社ジェイコム東京 足立局 住所 東京都足立区綾瀬二丁目２８番６号
契約相手方の選定理由	区議会に関する様々なことを区民の方々により広く知っていただくことを目的とし、平成１８年度から足立区議会本会議の生中継放送を開始した。その媒体は、足立区内に広く普及しているＣＡＴＶ網を利用して放送するのが望ましい。 また、スタジオ内の機器・撮影機材等の操作を習得しており、かつ、本会議における番組構成を熟知している。 については、区内でＣＡＴＶ放送事業を行っているのは上記事業者のみであり、生中継放送及び機器操作は密接に関連した業務であることから、同事業者と契約を締結する必要がある。
担 当 課	区議会事務局 区議会事務局
電話番号	3880-5111 (4121)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区公式ホームページ保守管理委託
履 行 場 所	情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,254,322円(税込)
予 定 価 格	¥9,254,322円(税込)
概 要	【概要】 足立区公式ホームページの保守管理を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03(3880)5817(直通) (仕様担当) 政策経営部報道広報課デジタル情報・広告係 電話03(3880)5514(直通)

契約の相手方	名称 グローバルデザイン株式会社 東京オフィス 住所 東京都港区港南2丁目16番4号品川グランドセン トラルタワー9階
契約相手方の 選定理由	当該事業者は足立区公式ホームページを管理するコンピュータシステムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・運用管理業務が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	桑袋ビオトープ公園ほか1か所運営業務委託
履 行 場 所	桑袋ビオトープ公園（足立区花畑八丁目2番2号）ほか 1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥63,377,850円(税込)
予 定 価 格	¥63,377,850円(税込)
概 要	1 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 2 履行場所 桑袋ビオトープ公園（足立区花畑八丁目2番2号） 荒川ビジターセンター（足立区千住五丁目13番5号 足立区生涯学習総合施設4階） 3 業務内容 （1）桑袋ビオトープ公園 解説業務、維持管理業務 （2）荒川ビジターセンター 解説業務 4 担当 都市建設部道路公園整備室 パークイノベーション推進課公園施設係 電話：3880-5897

契約の相手方	名称 株式会社自然教育研究センター 住所 東京都立川市錦町二丁目1番22号
契約相手方の 選定理由	本委託事業者は、令和3年度にプロポーザル方式により 剪定した事業者である。公募要綱には、良好に事業が 執行された場合は最長5か年度、令和8年度まで契約で できとしている。令和4年度の業務について主管課によ る中間評価を行った結果、良好であったため、随意契約 を依頼する。
担 当 課	都市建設部 道・パークイノベ課
電話番号	3880-5111(2336)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

225805-1

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中央監視装置点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目１７番１号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥20,427,000円(税込)
予 定 価 格	¥20,427,000円(税込)
概 要	【概要】 本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。 また、故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。 【契約期間】 令和５年４月１日から令和６年３月３１日 【担当課】 施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111

契約の相手方	名称 アズビル株式会社 ビルシステムカンパニー東京本店 住所 東京都品川区北品川五丁目５番１５号
契約相手方の選定理由	本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。 制御方式および設定値（パラメータ）等は建物固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければならない。
担 当 課 電話番号	施設営繕部 庁舎管理課 3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

225805-3

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中央監視装置点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,600,000円(税込)
予 定 価 格	¥6,600,000円(税込)
概 要	【概要】 本業務は、自動制御機器の作動状態を点検調整し、機器を良好な状態で運転させるように保守管理する。また、故障時および緊急時において迅速に復帰する体制を確保する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 施設営繕部 庁舎管理課 本庁舎設備係 電話03-3880-5111

契約の相手方	名称 ジョンソンコントロールズ株式会社 住所 東京都渋谷区笹塚一丁目50番1号
契約相手方の選定理由	本施設は、当該事業者製の制御機器でシステム構築をしており、メーカー独自の制御ソフトウェアにより、各設備の制御を行っている。 制御方式および設定値（パラメータ）等は建物固有のものであり、制御プログラムの変更作業およびメンテナンスは当該事業者でなければならない。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	中水処理施設保守管理委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,427,400円(税込)
予 定 価 格	¥5,427,400円(税込)
概 要	本業務は、厨房排水除害施設および中水施設の機能を良好な状態で維持させるために保守管理を行うものとする。また、故障などの緊急時には迅速に対応するものとする。 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 担当課 施設営繕部庁舎管理課本庁舎設備係 3880-5827(直通)

契約の相手方	名称 ドリコ株式会社 住所 東京都中央区日本橋二丁目13番10号
契約相手方の選定理由	本施設は雑排水、厨房排水を浄化し中水として再利用するなど当該事業者独自の技術を結集したものであり適切に管理点検をすることは、当該事業者以外ではできない。定期保守点検及び故障等の緊急対応については、迅速かつ精度の高い維持管理ができ、維持管理経費も十分低減を図ることが可能である。 よって当該業者との随意契約を行うものである
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,069,560円(税込)
予 定 価 格	¥4,069,560円(税込)
概 要	【概要】 H29導入の学校無線LAN接続用機器を再リースする。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(12か月) 【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当 原田 電話 03-3880-8014(直通)

契約の相手方	名称 日通リース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区海岸一丁目14番22号
契約相手方の 選定理由	新たに機器をリースする場合、別途、作業に6か月程度を要すると見込まれる構築業者による委託作業が必要となることから、リース期間が終了した直後から同機器・同設定にて引き続き使用の方が委託費用が不要となり合理的であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,656,760円(税込)
予 定 価 格	¥6,656,760円(税込)
概 要	【概要】 特別定額給付金対応のため導入した福祉総合システム用 端末等機器を再リースする。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課システム運用管理係 担当：地神 電話：03-3880-5818（直通）

契約の相手方	名称 NECキャピタルソリューション株式会社 住所 東京都港区港南二丁目15番3号
契約相手方の 選定理由	対象機器は、リース期間が終了する日の翌朝から引き続き使用できる状態にする必要がある。 また、現在の契約の相手方から引き続き再リースを受けることで、再設定費用が不要となり経費が安く抑えられるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

227005-5

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 6月 30日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,991,020円(税込)
予 定 価 格	¥3,991,020円(税込)
概 要	【概要】 H29年度に調達したオンラインバックアップシステム 機器等を再リースする。 【リース期間】 令和5年4月1日から令和5年6月30日 【担当】 政策経営部情報システム課システム支援調整担当 金田 電話 03-3880-5901 内線 1225

契約の相手方	名称 日通リース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区海岸一丁目14番22号
契約相手方の 選定理由	新たに機器をリースする場合、別途、構築作業に12日間 を要すると見込まれる構築業者による委託作業が必要と なることから、リース期間が終了する日の翌朝から同機 器・同設定にて引き続き使用の方が委託費用が不要と なり合理的であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

227005-7

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機賃借
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 12月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥62,158,140円(税込)
予 定 価 格	¥62,158,140円(税込)
概 要	【概要】 H29年度に導入した内部学校系システム共通基盤機器を再リースする。 【リース期間】 令和5年4月1日から令和5年12月31日 【担当】 政策経営部 情報システム課 柳川 電話 03-3880-5111 内線 1225

契約の相手方	名称 日通リース&ファイナンス株式会社 東京支店 住所 東京都港区海岸一丁目14番22号
契約相手方の 選定理由	対象のシステム機器は、足立区システム共通基盤のうち内部系システム及び学校系システムを稼働させるための構築設計がすでになされている。当機器を再リースできない場合、契約満了後システムの稼働を維持できず、業務継続が不可能となるため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥116,886,000円(税込)
予 定 価 格	¥116,886,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区システム共通基盤保守・運用支援の電子計算機保守点検を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：柳川 03-3880-5901(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号セコム本社ビル
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区システム共通基盤の保守及び運用支援を行うものである。システムを安定的に稼動し、適切な運用保守を行うためには、共通基盤の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

227105-6

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所及び区が指定するデータセンター外101か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥276,804,000円(税込)
予 定 価 格	¥276,804,000円(税込)
概 要	【概要】 令和2・3・4年度に導入した学校ICT機器の保守支援等を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 教育情報システム担当 原田 03-3880-8014 (直通)

契約の相手方	名称 東日本電信電話株式会社 東京事業部 住所 東京都港区西新橋三丁目22番8号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区小・中学校学習機器の保守及び運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働し、適切な運用保守を行うためには、小・中学校学習機器の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥29,986,000円(税込)
予 定 価 格	¥29,986,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区小・中学校LAN機器保守支援及び校務端末検証を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 担当：原田 03-3880-8014（直通）

契約の相手方	名称 日本ヒューレット・パカード合同会社 住所 東京都江東区大島二丁目2番1号
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区小・中学校LAN機器の保守及び校務端末のセキュリティ更新等の動作検証等の運用支援を行うものである。システムを安定的に稼働し、適切な運用保守を行うためには、小・中学校LAN機器及び学校基盤・端末の設計・構築工程から参画した事業者の対応が必須となるため、上記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	衛生部衛生管理課ほか9か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥10,686,720円(税込)
予 定 価 格	¥10,686,720円(税込)
概 要	【概要】 保健衛生システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (仕様担当) 衛生部衛生管理課衛生管理係 井上 電話03-3880-5891(直通) (契約担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 日本コンピューター株式会社 東京営業所 住所 埼玉県さいたま市大宮区大門町三丁目4番5号太陽生命大宮ビル5F
契約相手方の選定理由	保健衛生システムの開発元事業者であり、著作権法上他の事業者では対応できないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥10,725,000円(税込)
予 定 価 格	¥10,725,000円(税込)
概 要	【概要】 文書管理システムに使用する機器の保守点検を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (1) 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通) (2) 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 住所 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
契約相手方の 選定理由	上記事業者は当該システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業務が不可能であるため。また、令和2年度までは株式会社エヌ・ティ・ティ・データと契約締結していたが、エヌ・ティ・ティデータグループ内の組織改正により、保守管理を始めとする契約の窓口が各グループ会社となった。その際、事業譲渡し、契約の相手方が株式会社エヌ・ティ・ティ・データから株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国となった。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課及び総務部総務課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,488,000円(税込)
予 定 価 格	¥4,488,000円(税込)
概 要	【概要】 公文書情報公開システムの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 1 仕様に関すること 総務部総務課文書係 電話03-3880-6146(直通) 2 契約・支払に関すること 政策経営部情報システム課計画調整係 電話03-3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 住所 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6
契約相手方の 選定理由	当該事業者は公文書情報公開システムの構築事業者であり、著作権上、他業者によるメンテナンス・保守管理業が不可能であるため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	情報システム課 外19か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,808,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,808,000円(税込)
概 要	【概要】 住基ネットワークシステムに係るハードウェア及びソフトウェアの保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 担当 (契約・支払に関する担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話 03-3880-5817(直通) (仕様に関する担当) 区民部戸籍住民課システム調整 電話 03-3880-6033(直通)

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	①本件は超精密機器の保守委託業務であり、必要な特殊技術・知識・経験を持つ本対象機器メーカーの専門技術者でないと対応できない。 ②住民サービス窓口で使用する機器であるため、通常時は安定した状態で稼働させ、故障発生時は迅速に対応をする必要がある。この条件を満たすには本システムの構築業者であり、現在の環境と機器の調整について熟知している下記業者に保守を委託するのが最も望ましい。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	電子計算機保守点検委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥23,311,157円(税込)
予 定 価 格	¥23,311,157円(税込)
概 要	【概要】 施設予約システムソフトウェアに係る機器等の保守を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 (仕様に関すること) 地域のちから推進部生涯学習支援課生涯学習支援第一係 TEL: 3880-5467 (直通) (支払いに関すること) 政策経営部情報システム課計画調整係 TEL: 3880-5817 (直通)

契約の相手方	名称 富士通 J a p a n 株式会社 東京エリア本部 住所 東京都港区東新橋一丁目5番2号
契約相手方の 選定理由	施設予約システムソフトウェア及びハードウェアの保守は、使用権や著作権の問題から、開発元である当該事業者でなければ対応できないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	都市建設部 東部道路公園維持課管内（東部道路公園維持課管轄区域図参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥22,972,250円(単価契約)
予 定 価 格	¥22,972,250円(税込)
概 要	【作業内容】 足立区東部道路公園維持課が管理する公園・児童遊園・緑道・親水施設・広場等への投棄物や、維持管理上発生した廃棄物の収集運搬を行う。 【履行期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※履行期間には、管理上突発的な緊急作業に対処するため、土曜日・日曜日・祝日等を含むものとする。 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 更生保護法人清和会 他3者 住所 東京都足立区本木二丁目15番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 本事業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、迅速かつ円滑に作業を行うことができる。 また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、本事業者との随意契約を依頼する。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） （更）清和会、（株）丸三興業、山喜建設（株）、（有）睦興業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	谷中公園・川端第二公園・桑袋ピオトープ公園
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,127,200円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,127,200円(税込)
概 要	【概 要】 廃プラスチック類、缶、ビン、ガラス・陶磁器類、ペットボトル、四品目以外の家電類、バッテリー、タイヤ、コンクリート(有筋・無筋)、残土、混載ゴミ、鉄屑類をコンテナ積みにより処分業者の施設へ運搬する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010(直通)

契約の相手方	名称 株式会社丸三興業 他1者 住所 東京都足立区中央本町二丁目9番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 本事業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、廃棄物処分受注者との取引実績があることから迅速かつ円滑に作業を行うことができる。また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、本事業者との随意契約を依頼する。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当) (株)丸三興業、(有)睦興業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	西部道路公園維持課管内（西部道路公園維持課管轄図参照）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥20,436,130円(単価契約)
予 定 価 格	¥20,436,130円(税込)
概 要	《作業内容》 足立区公園管理課が管理する公園・児童遊園・緑道・親水施設・広場等への投棄物や、維持管理上発生した廃棄物の収集運搬を行う。 《履行期間》 令和5年4月1日から令和6年3月31日 ※履行期間には、管理上突発的な緊急作業に対処するため、土曜日・日曜日・祝日等を含むものとする。 《担当課》 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 電話03（3880）5314

契約の相手方	名称 更生保護法人清和会 他3者 住所 東京都足立区本木二丁目15番16号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。 当該業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、迅速かつ円滑に作業を行うことができる。 また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、随意契約を行いたい。（地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当） 全4社 更生保護法人 清和会 株式会社 丸三興業 山喜建設 株式会社 有限会社 睦興業
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・西部道公維持課 3880-5314(2562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物収集運搬委託
履 行 場 所	入谷緑地公園（足立区入谷一丁目20番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,097,050円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,097,050円(税込)
概 要	【概 要】廃プラスチック類、缶、ビン、ガラス・陶磁器類、ペットボトル、四品目以外の家電類、バッテリー、タイヤ、コンクリート(有筋・無筋)、残土、混載ゴミ、鉄屑類をコンテナ積みにより処分業者の施設へ運搬する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 電話03(3880)5314

契約の相手方	名称 株式会社丸三興業 他1者 住所 東京都足立区中央本町二丁目9番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり、緊急な依頼も多く、その対応が可能である事業者を選定している。当該業者は昨年度の受注業者で現場を熟知しており、廃棄物処分受注者との取引実績があることから迅速かつ円滑に作業を行うことができる。また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、随意契約を行いたい。（地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当） 全2社 株式会社 丸三興業 有限会社 陸興業
担 当 課 電話番号	都市建設部 道・西部道公維持課 3880-5314(2562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託
履 行 場 所	受注者の処理施設場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,165,215円(単価契約)
予 定 価 格	¥5,165,215円(税込)
概 要	【概要】 発注者が排出し別途発注者が契約した収集運搬業者によって受注者の施設に搬入した廃棄物を、受注者が法令等に従い適正に処理する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部道路公園整備室東部道路公園維持課東部第一係 電話：3880-5010（直通）

契約の相手方	名称 株式会社アイ・エス産業 他1者 住所 東京都足立区皿沼3丁目27番10号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり緊急な依頼も多く、迅速かつ円滑に作業を行うことができる事業者を選定している。また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、本事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当） （株）アイ・エス産業、株式会社利根川産業
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2825)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	廃棄物処分委託
履 行 場 所	受注者の処理施設場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,021,590円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,021,590円(税込)
概 要	【概要】 発注者が排出し別途発注者が契約した収集運搬業者によって受注者の施設に搬入した廃棄物を、受注者が法令等に従い適正に処理する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 都市建設部 道路公園整備室 西部道路公園維持課 西部第二係 03-3880-5314(直通)

契約の相手方	名称 株式会社利根川産業 他1者 住所 東京都足立区入谷八丁目3番8号
契約相手方の選定理由	当該業務は、ゴミの量に変動があり緊急な依頼も多く、迅速かつ円滑に作業を行うことができる事業者を選定している。また、過去の作業実績も良好で信頼があり仕事も丁寧であるため、随意契約を行いたい。(地方自治法施工令第167条の2第1項第2号該当) 全2社 株式会社 利根川産業 株式会社 アイ・エス産業
担 当 課	都市建設部 道・西部道公維持課
電話番号	3880-5314(2562)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	データヘルス推進課健診事業係指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,243,185円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,243,185円(税込)
概 要	各種がん検診の受診票を作成、保管し、随時区へ納品する。 また、10月、翌3月に指定医療機関へ発送するための郵便局(区内3局)への差出を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 衛生部データヘルス推進課健診事業係 03-3880-5121

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の 選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 データヘルス課
電話番号	3880-5111(2135)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

230100-3

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	国民健康保険課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,162,950円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,162,950円(税込)
概 要	督促状兼納付書とチラシの封入封緘及び引抜き、郵便局（区内3局）への持ち込み等、履行期間内において作業日程のとおり10回作業を行う。 (履行期間) 令和5年4月1日から令和6年3月31日 (担当) 区民部国民健康保険課資格賦課・収納係 03-3880-5111 内線1656

契約の相手方	名称 (福) あいのわ福祉会 住所 東京都足立区青井4-30-5
契約相手方の選定理由	理由 上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する施設を運営する法人であるため
担 当 課	区民部 国民健康保険課
電話番号	3880-5111(1656)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	封入封緘委託
履 行 場 所	保健予防課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥2,771,444円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,771,444円(税込)
概 要	【概要】 予防接種事業に関する予防接種予診票・お知らせの封入封緘を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当】 保健予防課保健予防係 3880-5892

契約の相手方	名称 社会福祉法人あしなみ 住所 東京都足立区千住4丁目3番9号
契約相手方の 選定理由	上記法人は、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定する施設を運営する法人であるため。
担 当 課	衛生部 保健予防課
電話番号	3880-5111(2134)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第3号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託
履 行 場 所	足立区障がい福祉センター（足立区梅島三丁目31番19号）その他行事等により指定した場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥12,017,500円(税込)
予 定 価 格	¥12,017,500円(税込)
概 要	1 件 名 福祉バス運行委託（幼児発達支援室） 2 運行台数 1台 3 運行内容 利用児（児）等の通所及び区内施設等への移送。 4 履行場所 障がい福祉センター及びその他行事等により指定した場所 5 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 6 運行日数 年間230日以内（試走を含む） 7 運行日程 担当課と協議のうえ別途定める。なお、行事等により土日・休日の運行あり。 8 担 当 課 障がい福祉センター庶務係 5681—0131

契約の相手方	名称 株式会社平成エンタープライズ 住所 埼玉県志木市本町五丁目22番26号HEGビル
契約相手方の選定理由	1 通所バス運行は、児童福祉法第43条に定めた「知的障害児通園施設」の施設運營業務として児童福祉施設最低基準により定められている。そのため、今後も運行委託契約が必要であり、バスの減価償却期間を6年（令和3年度～令和8年度まで）と考慮し、随意契約を行う。（5回を限度の更新の2回目） 2 運行委託バスは、幼児車という特定車両を指定するとともに、車両の一部を改造するため他への転用が難しく、複数年委託契約を必要とする。 【改造箇所】（1）標準仕様の座席シート一部をチャイルドシート装着シートに改造 （2）車体の外装に「足立区」「ひよこ号」等の表示をする。 3 委託業者を固定することにより、同一運転手及び添乗員の可能性が高く、利用児の不安解消や運行上の改善が図られる。
担 当 課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託
履 行 場 所	花畑あかしあ園 その他、行事により指定した場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥53,426,340円(税込)
予 定 価 格	¥53,426,340円(税込)
概 要	1 件名 福祉バス運行委託（花畑三丁目障がい者施設通所） 2 運行台数 1日当たり3台（1台につき運転手1名・添乗員1名） 3 運行方式 車椅子用リフト付バスを運行し、障がい者施設への通所者送迎および区内施設等への移送を行う。 4 履行場所 花畑あかしあ園、その他行事により指定した場所 5 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 6 運行日数 年間240日以内および試走2日 7 担当課 障がい福祉センター 電話03（5681）0131

契約の相手方	名称 日立自動車交通株式会社 住所 東京都足立区綾瀬六丁目11番22号
契約相手方の選定理由	1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術が必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。 2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。 3 車両の改造等による減価償却期間を7年（令和3年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う。（6回を限度の更新の2回目）
担 当 課 電話番号	福祉部 障がい福祉センター 5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託（長期継続）
履 行 場 所	障がい福祉センターおよびその他指定場所
分類業務区分	委託（長期継続）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥1,140,480,000円(税込)
予 定 価 格	¥1,140,480,000円(税込)
概 要	1 件 名 福祉バス運行委託（長期継続）（身体障がい者施設通所） 2 運行台数 1日あたり16台 3 運行方式 区内障がい施設への送迎、移送 4 履行場所 障がい福祉センターおよびその他指定場所 5 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日 6 運行日数 年間240日以内及び試走2日 7 担 当 障がい福祉センター 電話03（5681）0131

契約の相手方	名称 東京福祉バス株式会社 住所 東京都荒川区南千住五丁目21番1号
契約相手方の選定理由	1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術を必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。 2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。 3 車両の改造等による減価償却期間を6年（運行期間令和4年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う。
担 当 課	福祉部 障がい福祉センター
電話番号	5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託（長期継続）
履 行 場 所	障がい福祉センターおよびその他指定場所
分類業務区分	委託（長期継続）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥1,354,320,000円(税込)
予 定 価 格	¥1,354,320,000円(税込)
概 要	1 件 名 福祉バス運行委託（長期継続）（知的障がい者施設通所） 2 運行台数 1日あたり19台 3 運行方式 区内障がい施設への送迎、移送 4 履行場所 障がい福祉センターおよびその他指定場所 5 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日 6 運行日数 年間240日以内及び試走2日 7 担 当 障がい福祉センター 電話03（5681）0131

契約の相手方	名称 東京福祉バス株式会社 住所 東京都荒川区南千住五丁目21番1号
契約相手方の選定理由	1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術を必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。 2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。 3 車両の改造等による減価償却期間を6年（運行期間令和4年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う
担 当 課 電話番号	福祉部 障がい福祉センター 5681-0131(6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	福祉バス運行委託（長期継続）
履 行 場 所	障がい福祉センターおよびその他指定
分類業務区分	委託（長期継続）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 10年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥221,760,000円(税込)
予 定 価 格	¥221,760,000円(税込)
概 要	1 件 名 福祉バス運行委託（長期継続）（中途障がい者施設通所） 2 運行台数 1日あたり4台 3 運行方式 区内障がい施設への送迎、移送 4 履行場所 障がい福祉センターおよびその他指定場所 5 履行期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日 6 運行日数 年間240日以内及び試走2日 7 担 当 障がい福祉センター 電話03（5681）0131

契約の相手方	名称 株式会社平成エンタープライズ 住所 埼玉県志木市本町五丁目22番26号HEGビル
契約相手方の選定理由	1 障がい者の送迎は、バスの運転だけでなく、乗降時に専門的な技術を必要とする。車椅子操作、移動介助も習熟している。 2 ルート変更（コース、時間）にも柔軟に対応し安全運行に努めている。 3 車両の改造等による減価償却期間を6年（運行期間令和4年度から令和9年度まで）と考慮するとともに、福祉バス運行体制を維持していくため、随意契約を行う。
担 当 課 電話番号	福祉部 障がい福祉センター 5681-0131 (6025)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第6号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区立園児用パン購入
履 行 場 所	足立区立本木保育園外31園
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,423,640円(単価契約)
予 定 価 格	¥17,423,640円(税込)
概 要	1 種類 園児用パン（別紙のとおり） 2 条件・その他 （1）毎週金曜日に使用するパンは、午前10時までに各園に配達すること。 その他の曜日に使用するパンは、午後2時までに各園に配達すること。 （2）1袋10個または20個で包装すること。 （3）その他、担当課担当者と連絡協議すること。 3 担当課 子ども家庭部 子ども施設運営課

契約の相手方	名称 東京都学校給食パン（協） 第1ブロック 住所 東京都足立区足立1-22-16
契約相手方の選定理由	安全かつ安定的な給食提供のためには、設備・機器の設置、供給能力、輸送能力、衛生管理、技術経験者の設置等の確認が必要である。東京都教育委員会は給食のパン工場委託加工指定における上記基準を設けており、区内で基準を満たす同指定工場は上記業者のみであるため。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5888
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	区立園児用乳製品購入
履 行 場 所	足立区立本木保育園外31園
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥2,831,112円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,831,112円(税込)
概 要	1 種類 ヤクルト外9種類 2 条件・その他 (1) 昼食時に使用する場合は午前10時までに、 間食時に使用する場合は午後0時30分から 午後2時までの間に各保育園に配達すること。 (2) ゴミの回収を行うこと。 (3) その他、担当課担当者と協議すること。 3 担当課 子ども家庭部 子ども施設運営課

契約の相手方	名称 城北ヤクルト販売（株） 住所 東京都足立区千住宮元町30-4
契約相手方の 選定理由	1) 区内業者であり、営業所が区内に14箇所あり、全園に納品できる。 2) 配達経路に詳しく、時間に正確である。 3) 出席人数にあわせて注文数の変動に対応できる。 4) 梱包が個々であるため、衛生的である。 5) 使用済み容器の回収を行うことができる。
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5888
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保育用教材文具等購入
履 行 場 所	区立本木保育園外31か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,274,773円(単価契約)
予 定 価 格	¥7,582,476円(税込)
概 要	【概要】 区立保育園・こども園用教材文具の購入 指定の教材文具より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合がある。（時期・回数は不定） 【契約期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 【担当課】 子ども施設運営課区立保育施設係 Tel03-3880-5888(直通)

契約の相手方	名称 有限会社あづま商店 他2者 住所 東京都足立区千住元町18番3号
契約相手方の選定理由	①30園（32箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一の単価を定める契約が必要である。 ②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園及びこども園との信頼関係ができている。また80種類ほどの用品について熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である。 株式会社トラヤ・有限会社九天堂・有限会社あづま商店
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1843)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	保育用雑貨類購入
履 行 場 所	区立本木保育園外31か所（別紙区立園一覧のとおり）
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥10,844,405円（単価契約）
予 定 価 格	¥11,072,391円（税込）
概 要	【概要】 区立保育園・こども園の保育用雑貨類の購入 指定の雑貨類より契約することとする。 発注方法 担当課指定の書式により発注する。 発注時期 年間6回を予定（4月、6月、8月、10月、12月、2月） ※上記以外の月であっても、発注する場合がある。（時期・回数は不定） 【契約期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 【担当課】 子ども施設運営課区立保育施設係 Tel03-3880-5888（直通）

契約の相手方	名称 渡沼ビニール店 他1者 住所 東京都足立区千住二丁目三十四番地
契約相手方の 選定理由	①30園（32箇所）に及ぶ出先を所管しておりそれに統一 的に対応するには受託者1者では困難で、複数者と統一 の単価を定める契約が必要である。 ②上記業者は区内業者で長年の実績があり、保育園との 信頼関係ができています。また百数十種類の用品について 熟知し、安定した供給ができ、急な対応にも可能である 。 渡沼ビニール店・あづま商店
担 当 課	子ども家庭部 子ども施設運営課
電話番号	3880-5111(1843)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	有料ごみ処理券等作成委託
履 行 場 所	ごみ減量推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,863,865円(単価契約)
予 定 価 格	¥9,863,865円(税込)
概 要	粗大ごみ及び事業系ごみの排出時に貼付する有料ごみ処理券の印刷と、取扱店への配送を委託する。 (履行期間) 令和5年4月1日から令和6年3月31日 (担当) 環境部ごみ減量推進課事業調整係 03-3880-5301

契約の相手方	名称 凸版印刷株式会社 情報コミュニケーション事業本部 住所 東京都文京区水道一丁目3番3号
契約相手方の選定理由	有料ごみ処理券取扱店からの随時の注文に応じるため、23区共通仕様のごみ処理券を迅速、正確かつ大量に印刷する必要がある。加えて、コンビニ等の徴収事務受託者に早くて正確な納品を行っているところであるが、コンビニエンスストア各社へごみ処理券を配送するためには、コンビニエンスストアの配送を専属で担当する運送会社（以下「ベンダー」という。）を通す必要があり、ベンダーへのごみ処理券の納入は、23区一括納品が必要条件となる。 上記のとおり、各々のコンビニエンスストア専属のベンダーは、埼玉県、千葉県、神奈川県などに点在しており、23区が別々の業者と印刷契約した場合には、一括納品が困難となるため、23区共同で1者と契約する必要がある。 また、上記事業者は23区に清掃事業が移管された当時より、一連の業務に携わっており、金券に準じた有料ごみ処理券において、マイクロ文字や特殊画線処理などの高度な偽造防止技術を有し、有価証券類の印刷実績等で社会的信用を得ている。
担 当 課	環境部 ごみ減量推進課
電話番号	3880-5111(3131)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	北鹿浜公園ほか2か所包括的民間業務委託
履 行 場 所	北鹿浜公園（足立区鹿浜三丁目26番1号）ほか2か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥103,174,500円(税込)
予 定 価 格	¥103,174,500円(税込)
概 要	1 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 2 履行場所 北鹿浜公園（足立区鹿浜三丁目26番1号） 大谷田南公園（足立区中川四丁目42番1号） ベルモント公園（足立区梅島一丁目33番7号、梅島二丁目17番2号） 3 業務内容 （1）施設の総合管理管理業務（施設保守点検、施設維持管理等） （2）施設の利用・貸出の総合受付業務（受付案内・貸出料金徴収等） （3）施設を活用したイベントなどの規格・立案、支援・調整等

契約の相手方	名称 一般財団法人公園財団 住所 東京都文京区関口一丁目47番12号江戸川橋ビル2階
契約相手方の選定理由	本事業者は、令和3年度にプロポーザル方式により選定した事業者である。公募要綱では、良好に事業が執行された場合は最長5か年度、令和8年度まで契約できるとしている。令和4年度の業務について主管課による中間評価を行った結果、良好であったため、随意契約を依頼する。
担 当 課	都市建設部 道・パークイノベ課
電話番号	3880-5111(2336)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	不燃ごみ選別委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥68,153,646円(単価契約)
予 定 価 格	¥68,153,646円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社要興業 足立支社 住所 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号
契約相手方の選定理由	不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。当事業は平成22年度より区内3割のモデル地域で開始し、平成23年度より区内全域で実施した。 円滑かつ確実で、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。当該事業者は、不燃ごみ収集車両を受け入れ、不燃ごみを選別し保管する施設規模を有している。また、現在の不燃ごみの選別についても実績があり、誠実かつ確実に履行している。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	しょうぶ沼公園菖蒲田等管理委託
履 行 場 所	しょうぶ沼公園（足立区谷中二丁目4番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥11,880,000円(税込)
予 定 価 格	¥11,880,000円(税込)
概 要	本業務は、区の名所の一つであるしょうぶ沼公園のハナショウブに関して、菖蒲田および周辺も含めた適切な管理作業を行うことを目的とする。 （1）菖蒲田およびハナショウブの管理 （2）藤棚および菖蒲田周辺の植栽の管理 （3）ハナショウブ関連の企画（しょうぶまつり等） 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 担当課 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第二係 電話 03（3880）5239

契約の相手方	名称 浅香園芸株式会社 住所 東京都足立区加賀二丁目7番6号
契約相手方の選定理由	本委託は、区の名所の一つであるしょうぶ沼公園のハナショウブに関して、菖蒲田および周辺も含めた適切な管理作業を行うことを業務の目的とした令和2年度の公募型プロポーザルにより、上記事業者を選定した。プロポーザル実施の際、業務良好の場合は2回を限度に随意契約を可能としており、上記事業者は、今年度良好な管理を行ったことから、令和5年度2回目の随意契約を行いたい。
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2431)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	不燃ごみ選別委託
履 行 場 所	委託者が別途指定する場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥2,906,354円(単価契約)
予 定 価 格	¥2,906,354円(税込)
概 要	【概要】 区内全域で実施するごみ収集事業において、収集した不燃ごみを再資源化するため、破袋し分類ごとに選別・保管等の高品質化を行うこと。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 環境部足立清掃事務所清掃計画係 Tel.03-3853-2146（直通）

契約の相手方	名称 株式会社トベ商事 住所 東京都北区王子五丁目10番1号
契約相手方の選定理由	不燃ごみについては、サーマルリサイクル実施以降の組成調査により、資源化可能な金属、小型家電、電池など資源化可能物が多く含まれていることがわかった。これまでは、収集後に破砕し埋め立て処分としていたものであるが、ごみの減量のため不燃ごみを再資源化するために破袋し、分類ごとに選別するなど高品質化するものである。 円滑かつ確実に、効率的、経済的な事業展開を図るためには、搬入先の立地や処理能力等の諸条件を満たしている施設を確保することが必須である。 当該事業者の施設は、区内北西部の地域から搬入しやすい立地条件にあることから、区の北西部における搬入先として重要な施設となっており、処理能力も満たしている。
担 当 課	環境部 足立清掃事務所
電話番号	3853-2141(6494)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ホームページ等更新・サーバ保守管理委託
履 行 場 所	区議会事務局調査係及び受託業者委託先 I D C
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,724,500円(税込)
予 定 価 格	¥4,724,500円(税込)
概 要	【概要】 区議会使用のホームページ等更新・サーバ保守管理を委託する。 【委託期間】 令和5年4月1日～令和6年3月31日 【担当】 (仕様担当) 区議会事務局調査係 岡田 電話3880-5996(直通) (契約・支払担当) 政策経営部情報システム課計画調整係 電話3880-5817(直通)

契約の相手方	名称 株式会社フューチャーイン 東京支店 住所 東京都品川区西五反田八丁目7番11号アクシス五反田ビル6F
契約相手方の選定理由	当該事業者は、足立区議会ホームページ作製について当初から関与しており、ホームページの構成を熟知し適切に保守管理を行えるほか、ホームページ内の会議録検索システムのサービスを提供できる唯一の事業者であり、著作権法上他の事業者では保守ができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	メール配信システム運用業務委託
履 行 場 所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,405,500円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,405,500円(税込)
概 要	本件は、足立区がインターネットに接続できるパーソナルコンピューター及び携帯電話からEメールを配信できるメール配信システムを利用し、区民等への迅速な情報提供を目指すものである。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 足立区報道広報課デジタル情報・広告係 電話：03-3880-5514

契約の相手方	名称 バイザー株式会社 住所 愛知県名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号
契約相手方の選定理由	現年度で運用を委託している事業者であり、4月1日以降も引き続きサービスを提供できる唯一の事業者であるため。また、気象庁が発令する気象注意報や警報、地震情報などを自動転送するカスタマイズを行っており、他社のメール配信サービスでは同様のことができない。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5111(1246)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	東京電子自治体共同運営電子調達サービス提供委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥13,170,386円(税込)
予 定 価 格	¥13,170,386円(税込)
概 要	【概要】 東京電子自治体共同運営電子調達サービスの提供を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部情報システム課計画調整係 03-3880-5817

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	(1)東京電子自治体共同運営協議会にて参加団体の意見を集約し構築したシステムの仕様を実現できる事業者として、協議会が選定した事業者である。 (2)共同運営事業を行うにあたっては、協議会に参加している全自治体が同一の事業者が提供するシステムを使うことが不可欠であり、共同運営の趣旨からもそれ以外の方法での実現は不可能である。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区男女参画プラザ講座実施委託
履 行 場 所	多様性社会推進課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,480,000円(税込)
予 定 価 格	¥7,480,000円(税込)
概 要	【委託業務の概要】 1) 年間講座実施計画(20回)の策定 2) 講座内容の企画・立案 3) 講師選定・交渉および謝礼支払い 4) 広報用チラシの作成、印刷、配布、集客 5) 講座資料の作成、印刷、配布 6) 当日の講座運営 7) 結果報告書の作成 8) 事業評価書及び分析書の作成 【担当課】 地域のちから推進部多様性社会推進課男女共同参画推進係 電話 03-3880-5222

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人男女共同参画おおた 住所 東京都大田区大森北二丁目3番15号第15下川ビル4階
契約相手方の選定理由	令和2年度公募型プロポーザル方式により提案を公募し、地域のちから推進部プロポーザル選定委員会においてプレゼンテーションを受け採択された事業者であり、企画立案、業務遂行能力に優れ委託事業の受注者として適しているから。
担 当 課	地域のちから推進部 多様性社会推進課
電話番号	3880-5222(4585)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	分譲マンション管理アドバイザー派遣及び分譲マンション相談委託
履 行 場 所	住宅課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,069,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,069,000円(税込)
概 要	委託期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、分譲マンション管理アドバイザー派遣および分譲マンション相談委託を締結する。 履行は住宅課の指定した日及び指定日時とし、マンション管理士をもって、アドバイザー業務及び相談業務を行う。 業務内容は分譲マンションに関する相談に対し、助言などを行うものとし、東京都の安心かつ安全な居住環境の整備を図り、もって定住の促進に資することを目的とする。

契約の相手方	名称 一般社団法人足立区マンション管理士会 他1者 住所 東京都足立区梅田七丁目25番13号コープ野村梅島601号室
契約相手方の選定理由	①足立区内で活動するマンション管理士団体は、上記2団体のみで、足立区が実施する「マンションセミナー」「住宅相談会」にも相談員・アドバイザーとして従事するなど、地域に密着した実績が十分にある。 ②近年、区内分譲マンション管理組合からの申請件数が増加傾向にあり、1団体のみでの対応が困難になりつつある。また、新型コロナウイルス感染状況の変動により、申請件数が集中する期間もある為、1団体のみでの対応は困難である。 ③アドバイザー派遣は4回/年まで利用が可能であり、管理組合から同一の管理士を継続的に指名したいとの要望がある。
担 当 課	都市建設部 建・住宅課
電話番号	3880-5111(2385)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	緊急時情報伝達システムの利用
履 行 場 所	報道広報課 指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,855,840円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,855,840円(税込)
概 要	【概要】 インターネットに接続できるパーソナルコンピュータから、電話に自動音声を発信できる緊急時情報伝達システムを利用することで、水害時に迅速に区民等へ避難情報を提供することを目的とする。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 足立区 政策経営部 報道広報課 電話 03-3880-5514 (直通) FAX 03-3880-5610 E-mail eizo-koho@city.adachi.tokyo.jp

契約の相手方	名称 株式会社137 住所 東京都港区南青山4-17-33 グランカーサ 南青山2F
契約相手方の選定理由	水害時等に区民等へ避難情報を発信する手段として、デジタルデバйд対策として電話を活用したシステムを利用する必要がある。電話による情報発信の場合、情報発信時及び情報取得時の電話番号が毎年度変わってしまうと利用者に混乱を来たしてしまい、有事の際に適正に情報発信ができない可能性がある。 現年度で利用している当該事業者のシステムでは、システムに電話番号が付随しており、現行の電話番号が使用できる唯一の事業者である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、当該事業者と一者特命の随意契約を依頼する。
担 当 課	政策経営部 報道広報課
電話番号	3880-5514(1247)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	文書交換便管理システムに係るASPサービス等提供業務委託
履 行 場 所	総務課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,366,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥3,366,000円(税込)
概 要	【概要】 個人情報文書の紛失事故防止およびマイナンバー制度導入に伴う個人情報文書の移送セキュリティを向上させるASPサービスを活用した社内交換便管理システムを利用する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 総務部総務課文書係 TEL03-3880-6146

契約の相手方	名称 ヤマトシステム開発株式会社 ソリューション事業本部 ビジネスソリューション部 住所 東京都中央区晴海一丁目8番11号晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーY棟
契約相手方の選定理由	平成28年度よりASPサービスを活用した文書交換便システムを全庁的(377所属)に導入した結果、良好な運用を確認することができた。更に、上記サービスにおいて同年11月より足立区役所独自のカスタマイズを実行し、文書交換便システムの操作性も向上している。システム運用には上記事業者の足立区役所仕様にカスタマイズされたASPサービスおよびサービス利用専用マスタが不可欠である。 以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約を依頼する。
担 当 課	総務部 総務課
電話番号	3880-5111(1321)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物調査及び補償算定資料作成委託
履 行 場 所	道路整備課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,950,000円(単価契約)
予 定 価 格	¥4,950,000円(税込)
概 要	【委託概要】 当区が施行する公共事業により、移転に要する費用を補償するため、建物・工作物等の調査及び補償金算定資料作成、営業調査及び補償金算定資料作成を行う。 【履行期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 道路整備課

契約の相手方	名称 株式会社東京用地補償 他2者 住所 東京都中央区日本橋茅場町2-16-4柴宗ビル
契約相手方の選定理由	今回随意契約を依頼する3社の事業者は、これまでも区又は足立区土地開発公社の建物等調査及び補償金算定業務を受注しており、同一レベルの作業を同一単価で行うことができる業者である。また、補償業務管理士の資格保有者で経験と実績が十分にあり、適正かつ公正な建物等調査及び補償金算定資料作成業務を行っているため。 他2者 ・株式会社 双葉 足立営業所 足立区中央本町二丁目24番4号 セントラルハイツ101 ・一般財団法人 公共用地補償機構 文京区音羽二丁目2番2号 アベニュー音羽3階
担 当 課	都市建設部 道・道路整備課
電話番号	3880-5111(2752)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	建物調査及び補償算定資料作成委託
履 行 場 所	建築防災課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,513,504円(単価契約)
予 定 価 格	¥9,513,504円(税込)
概 要	【概要】 区が施工する公共事業等により移転を要する建物、工作物、立竹木、土石等の調査及び建物等の権利に関する調査、並びに補償金算定に必要な資料作成に係わる作業等を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日 【担当課】 都市建設部建築防災課 密集第一係 03-3880-5187 (直通) 密集第二係 03-3880-5181 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社双葉 足立営業所 他3者 住所 東京都足立区中央本町二丁目24番4号セントラルハイツ101
契約相手方の選定理由	選定業者は、これまでも区の建物調査及び補償算定資料作成業務を受注しており、同一レベルの作業を同一単価でできるため。また、当業務対象エリアの情報に精通しており、経験と実績が十分に適正かつ公正な業務をおこなっているため。 (ほか3社は以下のとおり) (1) ㈱四門：千代田区神田三崎町二丁目4番1号 (2) 東日本総合計画㈱ 東京支店：豊島区南池袋二丁目12番9号 (3) ㈱広彩コンサルタント 東京支店：大田区北嶺町31番16号
担 当 課	都市建設部 建・建築防災課
電話番号	3880-5111(2451)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	足立区セーフティネット業務委託
履 行 場 所	福祉部足立福祉事務所くらしとしごとの相談センター指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥35,999,920円(税込)
予 定 価 格	¥35,999,920円(税込)
概 要	無業者や社会とのつながりが希薄になり自宅以外での生活の場が失われた者等に対して、相談、能力開発、職業意識啓発等の支援を行い、社会的・職業的自立を促すことを目的とする。 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 くらしとしごとの相談センター 就労支援担当 TEL 03-6806-4431

契約の相手方	名称 特定非営利活動法人青少年自立援助センター 住所 東京都福生市大字福生字武蔵野2351番地1
契約相手方の選定理由	ひきこもりに悩む相談者の多くは、自己肯定感や自尊心を喪失していることから、長期・継続的な支援を必要としている。今後、区としてひきこもりに悩む当事者やその家族への支援体制をさらに強化していくため、新たに「足立区ひきこもり支援協議会」を令和5年度に設置する予定である。協議会では、庁内外の関係機関を広くメンバーとして、ひきこもりに関する情報共有や支援のあり方等を協議し、ひとりでも多くの方々を支援につなげる取組みを進めていく。 当該事業者はこれまで区において「若年者のひきこもり相談支援」（産業経済部）及び「若年層に対する日常・社会生活支援プログラム」（福祉事務所）の受託事業者としての実績があり、当区の実情に応じたひきこもり相談・支援のノウハウ、プロセスを蓄積し、庁内関係部署及び庁外関係機関などからの信任も厚く、新たな協議会を進めるには必要不可欠であることから、本事業者との随意契約を依頼する（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）。
担 当 課	福祉部 足福・くらし相談センタ
電話番号	3806-4431(6641)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	内職相談業務委託
履 行 場 所	足立区勤労福祉会館（足立区綾瀬四一丁目34番7-102号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,367,980円(税込)
予 定 価 格	¥3,367,980円(税込)
概 要	足立区内で行うことができる内職を募集、受付し、内職求職者に対し求人情報の発信と内職相談を実施し、内職求人事業所への紹介を行う。 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 担当 産業経済部 企業経営支援課 就労・雇用支援係 03-3880-5469

契約の相手方	名称 株式会社エム・ワイ・カンパニー 住所 東京都足立区綾瀬三丁目17番22号
契約相手方の選定理由	内職相談は、年間の登録件数が140件（令和3年度実績）、1日の平均相談件数は登録に至らない相談を含めても数件程度と少なく、本業務のためだけに事業者を選定し、新たな場所に相談窓口を設けることは、多額な費用を要することになり、費用対効果を考えた場合、得策とは判断しがたい。また、選定により事業者が変更になった場合、その都度相談場所が変わり不安定な状況を作ることとなり区民サービスの低下を招く。 これらの課題を解決するため、綾瀬駅から徒歩圏内にあり、利便性の高い既存施設である勤労福祉会館の受付窓口を活用し、内職相談業務を実施することが最適であると判断した。 以上のことから会館の指定管理者である株式会社エム・ワイ・カンパニーとの随意契約による業務委託を希望する。
担 当 課 電話番号	産業経済部 企業経営支援課 3880-5111(3642)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

250900-3

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ライセンスの購入
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	物品（消耗品）
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 4月 1日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥10,461,660円(税込)
予 定 価 格	¥10,461,660円(税込)
概 要	【概要】 全庁RPAのソフトウェアを購入する。 【納期限】 令和5年4月1日 【ライセンス期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで（12か月） 【担当】 ICT戦略推進担当課 湯本 電話 03-3880-5648（直通）

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
契約相手方の 選定理由	既に稼働している全庁RPAシステムを構築した事業者であり、当該事業者でないと既存環境への組込み及び障害対応を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	帳票印字委託
履 行 場 所	足立区介護保険課および介護保険課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥13,741,662円(単価契約)
予 定 価 格	¥13,741,662円(税込)
概 要	1 委託概要 介護保険課から提供される個人情報データを指定様式の用紙に印字・裁断し、足立区介護保険課および介護保険課が指定する封入封緘業者に納品する。 2 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 3 担当部署 福祉部介護保険課資格保険料係 電話03-3880-5744(直通)

契約の相手方	名称 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 首都圏支店 住所 東京都板橋区坂下一丁目19番1号
契約相手方の選定理由	委託後も現在使用している連続帳票を引き続き使用し、現行と同様の印刷品質を保持する必要があるため、現在運用しているものと同じプリンタ・印刷ソフトを用い、当該業務で設定している印刷定義をそのまま利用できることが条件となる。現時点で同条件に対応できる業者が富士フイルムシステムサービス株式会社のみであり、令和4年度の履行状況も適切であるため引き続き随意契約事業者として指名する。
担 当 課	福祉部 高・介護保険課
電話番号	3880-5111(2019)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業委託業務
履 行 場 所	環境政策課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 11月 30日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,039,200円(税込)
予 定 価 格	¥4,039,200円(税込)
概 要	【概 要】スマートフォンアプリを活用した地域住民参加型事業を委託する。 【履行期間】令和5年4月1日から11月30日 【担 当 課】環境部環境政策課環境学習係 Tel 03-3880-6263

契約の相手方	名称 株式会社バイオーム 住所 京都府京都市下京区中堂寺南町134番地ASTEMビル8階
契約相手方の選定理由	本委託業務は、スマートフォンアプリを活用し、身近な自然や生きものにふれあう機会を提供することで、生きものの尊さや自然環境の大切さを実感することにより、生物多様性の理解促進や環境保全につなげることを目的としている。また、アプリを使用した観察等により得られたデータを集約・分析し、結果を分かりやすく発信することで、足立区の自然について考えるきっかけを創出し、地域の生態環境やSDGsに対する取り組みを広く周知することとしている。 本業務の目的を達成するのに適したアプリ（以下、「本アプリ」という。）は、生物種等を主な対象とするもので、生きものの専門知識がない人でも生きものの観察が手軽にできる必要がある。本アプリは、撮影した生きものの名前をAIで判定し、国内全種（約9万種以上）の生きものに対応している。その技術は生物の「生態学的ニッチ」の概念を取り入れた世界初のアルゴリズムで特許を取得している。AI機能の他、図鑑、地図、コミュニティ、クエスト（イベント・ゲーム）機能が備わっている。また、収集したデータを活用し、独自の生きも
担 当 課	環境部 環境政策課
電話番号	3880-5111(3125)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ASPサービス使用
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,940,000円(税込)
予 定 価 格	¥5,940,000円(税込)
概 要	【概要】 財産調査サービス 財産中間処理ユニットPiMSのASPサービスを使用する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：古川 電話：03-3880-5626（直通） （仕様に関する担当） 区民部 納税課 納税システム担当 担当：菱沼 電話：03-3880-5268（直通）

契約の相手方	名称 北日本コンピューターサービス株式会社 住所 秋田県秋田市南通築地15番32号
契約相手方の選定理由	・預貯金等の照会の回答期間を大幅に短縮される、電子照会サービスが開発された。現在、NTTデータ（製品名：pipitLINQ）とSocioFuture（製品名：DAIS）が電子照会サービスを開始しているが、両者では照会可能な契約金融機関が異なっている。また、両者を利用するには両者各々のシステムデータレイアウトに沿ったデータ出力が必要となるため、中間処理ユニットPiMSによって効率化する。なお、区はDAISは「PiMS」を採用することで、新たな契約を行うことなく、利用することができる。 ・北日本コンピューターサービスは財産調査中間処理ユニットPiMSの開発業者であり、著作権の関係上、他社では調達ができない。 ・開発業者でなければユニットの内部構造の詳細を知りえず、保守などの対応を行うことは不可能である。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

256305-2

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ASPサービス使用
履 行 場 所	区民部課税課
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥8,712,000円(税込)
予 定 価 格	¥8,712,000円(税込)
概 要	【概要】 エルタックスのASPサービスを使用する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 契約について：政策経営部情報システム課計画調整係 電話 3880-5817 仕様について：区民部課税課課税第三係 電話 3880-5232

契約の相手方	名称 日本電気株式会社 首都圏支社 住所 東京都港区芝五丁目7番1号
契約相手方の 選定理由	ASPサービス初期導入委託業者であり、著作権の関係 上他社では利用ができないため。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	クラウドサービス利用
履 行 場 所	I C T戦略推進担当課が了承したセキュリティの担保された作業場所
分類業務区分	賃貸借
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥37,257,000円(税込)
予 定 価 格	¥37,257,000円(税込)
概 要	【概要】 オンライン申請のクラウドサービスを利用する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 1 契約に関すること 情報システム課 畠中 TEL 03-3880-5626 2 その他サービス利用等に関すること I C T戦略推進担当課 長谷部 TEL 03-3880-5648

契約の相手方	名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ 住所 東京都江東区東陽二丁目3番25号
契約相手方の 選定理由	オンライン申請システムの構築について、公募型プロポーザルで選定された事業者であり、他事業者では同システムのサービスを提供することができない。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	基幹系二要素認証サーバー更改業務委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月 30日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,365,900円(税込)
予 定 価 格	¥4,365,900円(税込)
概 要	【概要】 基幹系二要素認証サーバー更改業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和5年9月30日 【履行期限】 令和5年9月30日 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：柳川 03-3880-5901(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号セコム本社ビル
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区が導入している二要素認証システム用サーバーOSの更改業務委託である。当作業を行うには、二要素認証システムと連携し、基幹系システムの認証管理を実現しているID管理ツールを構築、保守運用を担っている業者による二要素認証、ID管理に対する高度な知見及び技能が必須となり、スクラッチ開発したID管理ツールとの連携・改修を行える唯一の業者である。よって下記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課 電話番号	政策経営部 情報システム課 3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	内部系AD・ID管理ツール更改業務委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 5年 9月 30日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥15,661,800円(税込)
予 定 価 格	¥15,661,800円(税込)
概 要	【概要】 内部系AD・ID管理ツール更改業務を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和5年9月30日 【担当】 政策経営部 情報システム課 システム支援調整担当 担当：柳川 03-3880-5901(直通)

契約の相手方	名称 セコムトラストシステムズ株式会社 住所 東京都渋谷区神宮前一丁目5番1号セコム本社ビル
契約相手方の選定理由	本業務は、足立区が導入している二要素認証システム用サーバーOSの更改業務委託である。当作業を行うには、二要素認証システムと連携し、基幹系システムの認証管理を実現しているID管理ツールを構築、保守運用を担っている業者による二要素認証、ID管理に対する高度な知見及び技能が必須となり、スクラッチ開発したID管理ツールとの連携・改修を行える唯一の業者である。よって下記業者を随意契約の相手方として契約を締結する。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	運用支援委託
履 行 場 所	政策経営部情報システム課 指定場所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,791,500円(税込)
予 定 価 格	¥5,791,500円(税込)
概 要	【概要】 全庁におけるRPA運用の支援を委託する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 ICT戦略推進担当課 湯本 電話 03-3880-5468 (直通)

契約の相手方	名称 株式会社日立システムズ 住所 東京都中央区日本橋兜町1番4号
契約相手方の 選定理由	既に稼働している全庁RPAシステムを構築した事業者であり、当該事業者でないと障害対応等を行うことができないため。
担 当 課	政策経営部 情報システム課
電話番号	3880-5111(1261)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン東保木間（足立区東保木間二丁目27番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥7,350,000円（非課税）
予 定 価 格	¥7,350,000円（非課税）
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びと育ちの場およびその親の交流の場の提供 ・子育てに関する相談および関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集および提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育ておよび子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者、および妊婦とその配偶者 開設日時：次の休室日を除く、午前10時～午後4時 ただし、月2回は午前9時～午後4時 ・毎月第二月曜日※休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い平日 ・年末年始及び足立区が指定する日

契約の相手方	名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 住所 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
契約相手方の選定理由	令和5年1月19日開催の子育てサロン委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル）において第一位に選定され。4足地住発第2667号（部長決定）より特定されたため。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1771)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	子育てサロン事業運営委託
履 行 場 所	子育てサロン千住大橋（足立区千住橋戸町1番地13）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥9,099,600円(非課税)
予 定 価 格	¥9,099,600円(非課税)
概 要	次に掲げる子育てサロン事業運営業務を履行する。 ・乳幼児の遊びと育ちの場およびその親の交流の場の提供 ・子育てに関する相談および関係機関との連携 ・子育てに関する情報の収集および提供 ・乳幼児を持つ世帯と地域をつなぐための地域交流 ・子育ておよび子育て支援に関する講座等の実施 対象者：概ね3歳以下の乳幼児とその保護者、および妊婦とその配偶者 開設日時：次の休室日を除く、午前10時～午後6時 ・年末年始 ・足立区が指定する日 職員の配置：専任を常時2名配置する。

契約の相手方	名称 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団 住所 東京都豊島区東池袋1-44-3 池袋ISPタマビル
契約相手方の選定理由	令和5年2月20日開催の子育てサロン委託事業者選定委員会（公募型プロポーザル）において第一位に選定され。4 足地住発第2942号（部長決定）により特定されたため。
担 当 課	地域のちから推進部 住区推進課
電話番号	3880-5111(1771)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外69校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥27,313,000円(税込)
予 定 価 格	¥27,313,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿小学校外69校（廃校含む）に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 Tel 3880-8020 令和5年4月 1日から 学校運営部学校施設管理課管理係 Tel 3880-5965

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイスハイツ東綾瀬201号
契約相手方の選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入札で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	自家用電気工作物保安管理業務委託
履 行 場 所	足立区立第一中学校（足立区千住河原町4番7号）外32校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥13,420,000円(税込)
予 定 価 格	¥13,420,000円(税込)
概 要	【概要】 足立区立第一中学校ほか32校に設置されている自家用電気工作物を正常な状態に維持できるように、保守点検を行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 TEL3880-8020 令和5年4月 1日から 学校運営部学校施設管理課管理係 TEL3880-5965

契約の相手方	名称 高橋工業株式会社 足立支店 住所 東京都足立区東綾瀬一丁目15番6号グレイスハイツ東綾瀬201号
契約相手方の選定理由	自家用電気工作物の保安管理業務は、電気事業法において主任技術者免状の交付を受けた主任技術者が行わなければならない。委託先が変更になった場合は、関東東北産業保安監督部への変更届が必要になり、それに要する日数や費用が発生する。また、施設に対する十分な知識が必要となるため、当施設に精通している現在の保安管理業務の相手先と随意契約を締結することで、経費の節減及び円滑かつ安定的な保安管理業務体制を確保することができる。 なお、上記事業者は、令和2年度に入札で決定し、良好に保安業務管理を行っている。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥14,447,400円(税込)
予 定 価 格	¥14,447,400円(税込)
概 要	１ 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーター及びエスカレーターを安全で最良の運転状態に維持する。 ２ 委託範囲 (１) エレベーター（日立製） ７基 (２) エスカレーター（日立製） ２基 ３ 業務内容 月１回の定期保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による） 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第１２条又は労働安全衛生法４１条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目１０１番地
契約相手方の選定理由	(１) 本庁舎は規模が大きく利用者も多いため、本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも３０分以内に到着できるシステムを有する日立ビルシステムが最適である。 (２) 本エレベーターは群管理プログラムを採用し、更に遠方監視による２４時間体制の監視を行っている。 (３) 本システム及び群管理プログラムは本庁舎独自のものであり、日立ビルシステムのみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎外1か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥10,579,800円(税込)
予 定 価 格	¥10,751,400円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーターを安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 エレベーター（東芝製） 7基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。 4 担当 施設営繕部庁舎管理課本庁舎管理係

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多く、7・8号エレベーターは災害時用の非常エレベータであり重要な設備である。本エレベーターの内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する東芝エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間の遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保し、緊急時にも迅速に対応できる。 (3) 本システムは東芝エレベータ独自のものであり、東芝エレベータのみが本システムを有効に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目17番1号 足立区役所本庁舎（北館）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,230,600円(税込)
予 定 価 格	¥4,230,600円(税込)
概 要	1 目的 足立区庁舎に設置されているエレベーター及び小荷物専用昇降機を安全で最良の運転状態に維持する。 2 委託範囲 (1) エレベーター（オーチス製） 2基 (2) 小荷物専用昇降機（オーチス製） 1基 3 業務内容 月1回の保守点検を行う。（遠隔監視装置によるフルメンテナンス方式とし、詳細は別途仕様書による）。 故障及び災害復旧等による緊急対応を行う。 建築基準法第12条又は労働安全衛生法41条による定期検査・性能検査を行う。 使用頻度や経年等を考慮した修理及び取替えを行う。

契約の相手方	名称 日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 住所 東京都中央区新川二丁目27番1号
契約相手方の選定理由	(1) 本庁舎は規模が大きく利用者も多い。本エレベーターは特殊な駆動方式のフラットベルト式であり、内容を熟知し、緊急時にも30分以内に到着できるシステムを有する日本オーチス・エレベータが最適である。 (2) 本エレベーターは24時間遠隔監視システムを採用し、エレベーターの正常な運転と安全を確保しており、緊急時にも迅速に対応できる。 (3) 本システム及び運用のプログラムは、日本オーチス・エレベータ独自のものであり、日本オーチス・エレベータのみが適切に運用できる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立千寿桜小学校（足立区千住桜木一丁目8番15号）ほか4校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥5,066,160円(税込)
予 定 価 格	¥5,066,160円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿桜小学校ほか4校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 千寿桜小学校、新田学園第二校舎、伊興小学校 梅島小学校、江北桜中学校 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 電話03-3880-8020

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成26年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立東綾瀬小学校（足立区東綾瀬二丁目15番15号）ほか5校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥6,755,320円(税込)
予 定 価 格	¥6,755,320円(税込)
概 要	【概要】 足立区立東綾瀬小学校ほか5校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 東綾瀬小学校、千寿小学校、江北小学校 第十中学校、千寿青葉中学校 鹿浜未来小学校 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当課】 令和5年3月31日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 電話03-3880-8020

契約の相手方	名称 東芝エレベータ株式会社 東京支社 住所 東京都品川区大井一丁目28番1号
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成26年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エレベーター保守点検業務委託
履 行 場 所	足立区立足立小学校（足立区足立三丁目１１番５号）ほか１０校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥9,847,200円(税込)
予 定 価 格	¥9,847,200円(税込)
概 要	【概要】 足立区立足立小学校ほか１０校に設置されているエレベーターの運転機能、安全性を維持するための保守点検および調整を行う。 【対象校】 足立小学校、本木小学校、関原小学校、亀田小学校、鹿浜五色桜小学校、中川小学校、西新井小学校、綾瀬小学校、第四中学校、第十二中学校、鹿浜菜の花中学校 【契約期間】 令和５年４月１日から令和６年３月３１日まで 【担当課】 令和５年３月３１日まで 施設営繕部中部地区建設課庶務係 電話０３－３８８０－８０２０

契約の相手方	名称 三菱電機ビルソリューションズ株式会社 千住営業所 住所 東京都足立区千住仲町４１番１号
契約相手方の選定理由	エレベーター内の閉じ込め等の事故対応を迅速に行うため、平成２６年度から遠隔監視装置を導入することになった。遠隔監視による保守点検業務を適正に行うことは他社では出来ない。また、エレベーターの安全確保や適正な維持管理を行うため、製造メーカーに保守点検業務を委託する。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	エスカレーター保守点検委託
履 行 場 所	北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥18,902,400円(税込)
予 定 価 格	¥18,902,400円(税込)
概 要	1 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日 2 履行場所 北千住駅西口広場（足立区千住二丁目60番） 3 内容 （1）定期保守点検 北千住駅西口広場に設置されている6基のエスカレーターの保守点検（月1回） （2）緊急対応 区から設備保全について、緊急要請があった場合は、速やかに必要な処置を講ずること 4 担当 都市建設部道路公園整備室安全設備課東部電気設備係 （電話）03-3880-5013

契約の相手方	名称 株式会社日立ビルシステム 住所 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地
契約相手方の選定理由	北千住駅西口広場は利用者の事故防止及び円滑な動線を確保するため、設置当初よりエレベーター、エスカレーター、監視カメラ設備は、一元化されたシステムとして施工されている。 さらに当設備は、日立製の機器及び遠隔監視システムが採用されているため、（株）日立ビルシステムでなければ機能及び性能を判断することができないため。
担 当 課	都市建設部 道・安全設備課
電話番号	3880-5111(2235)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	立体駐車設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区役所本庁舎（足立区中央本町一丁目17番1号）
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥3,946,800円(税込)
予 定 価 格	¥3,946,800円(税込)
概 要	本業務は、機械式駐車設備の機能を安全かつ良好な状態に維持するため、保守点検をおこなうものとする。また、故障時の緊急対応や設備の取扱い指導も含むものとする。

契約の相手方	名称 新明和工業株式会社 産機システム事業部 環境システム本部 営業部 住所 東京都台東区上野七丁目12番14号
契約相手方の選定理由	1 本事業者は、立体駐車設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。 2 庁舎独自のシステムを組んでいるため当事業者以外では点検することができない。 3 本業者が保守管理を実施することにより、質の高い管理と故障等の緊急時に迅速に対応できる。 4 本事業者は、本設備の良好な保守管理の実績がある。 5 上記専門業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当）
担 当 課 電話番号	施設営繕部 庁舎管理課 3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	非常通報装置保守点検委託
履 行 場 所	梅島住区センター（足立区梅島二丁目14番5号）外87か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥2,772,000円(税込)
予 定 価 格	¥2,772,000円(税込)
概 要	【委託概要】 不測の事態が発生した時に、通報装置の機能が確実に発揮できるよう、非常通報装置の保守点検を年4回（3か月に1回）行う。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 地域のちから推進部 住区推進課 住区管理係 電話 3880-5858（直通）

契約の相手方	名称 テルウェル東日本株式会社 住所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目14番9号
契約相手方の選定理由	1) 設置された機種種の保守点検を扱う唯一の業者である。 2) 当該機種種の機密上、プログラムの修正及び機械保守は、当該業者以外は出来ないため。 3) 当該機種種は、装置本体の自己診断機能として、当該事業者の保守センターへ電話回線でオンライン化されているため。
担 当 課 電話番号	地域のちから推進部 住区推進課 3880-5111(1755)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	ガス冷暖房設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区立千寿小学校（足立区千住宮元町6番1号）外26校
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥17,969,461円(税込)
予 定 価 格	¥17,969,461円(税込)
概 要	【概要】 足立区立千寿小学校ほか26校のガスヒートポンプ（GHP）式空調設備において、その機能を正常な状態に維持し施設の運営に支障が生じないように適切な保守点検により故障を未然に防ぎ、機器の延命を図ることを目的として実施する。 【契約期間】 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 【担当】 学校運営部学校施設管理課

契約の相手方	名称 東京瓦斯株式会社 都市エネルギー営業部 住所 東京都港区芝一丁目11番11号
契約相手方の選定理由	ガス空調システムの熱源機器としてのガスエンジンヒートポンプ（GHP）は、昭和51年頃から、経済性、設置性、利便性、省エネルギー性などのメリットを考慮し、東京瓦斯㈱とガスエンジン製造メーカーにて開発に着手し始め、国の助成を得ながら実用化のための技術開発を進め、昭和62年に製品化・発売開始された。その結果、GHP本体の販売・製品保証および試運転調整と保守管理（点検・整備）を東京瓦斯㈱にて実施してきているため。
担 当 課	学校運営部 学校施設管理課
電話番号	3880-5111(3544)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	照明制御設備保守点検委託
履 行 場 所	足立区中央本町一丁目１７番１号 足立区役所本庁舎
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 ５年 ４月 １日 から 令和 ６年 ３月 ３１日
契約年月日	令和 ５年 ４月 １日
契約金額	¥2,582,646円(税込)
予 定 価 格	¥2,582,646円(税込)
概 要	庁舎の照明制御装置の機能を維持し、利便性、経済性、安全性、管理性の向上を図ると共に、定期的な維持管理業務と計画的な保全業務を行い、庁舎を使用する人々に充実した生活空間を提供することを目的とする。 内 容 定期点検・故障時の対応・レイアウト変更に伴う割り付け、スケジュール変更等・照明スケジュールデータ表の作成・法令点検に伴うシステムの停・複作業・システムの機能説明、操作取扱説明の実施等（必要により随時）

契約の相手方	名称 東芝ライテック株式会社 首都圏営業部 住所 東京都品川区南品川二丁目２番１３号南品川ＪＮビル
契約相手方の選定理由	１．本事業者は、照明制御設備の開発製造者で施工者でもあり、適切で責任ある管理ができる。 ２．設備を熟知しており、設備機能を最大に発揮させ、効率性と経済性を常に意識して保守を遂行している。 ３．プログラム等については、庁舎独自のものを採用しており、当該事業者のみがシステム及びプログラムを適切に運用できる。 ４．上記専門業者と直接契約することにより、経費の低減を図ることができる。
担 当 課	施設営繕部 庁舎管理課
電話番号	3880-5111(2971)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当

随意契約内容及び選定理由書

件 名	草刈除草委託
履 行 場 所	堤根公園（足立区花畑一丁目2番1号）外12か所
分類業務区分	委託
契 約 期 間	令和 5年 4月 1日 から 令和 6年 3月 31日
契約年月日	令和 5年 4月 1日
契約金額	¥4,869,108円(税込)
予 定 価 格	¥4,869,108円(税込)
概 要	概要 堤根公園外12か所の草地を適切に管理し、良好な状態に維持することを目的とし、草刈除草を行う。 （作業回数 年6回） 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで 担当課 都市建設部 道路公園整備室 東部道路公園維持課 東部第三係 電話：03（3880）5011

契約の相手方	名称 企業組合労協センター事業団 足立支店 住所 東京都足立区南花畑二丁目33番16号
契約相手方の選定理由	上記事業者は、非営利・協働のネットワークを広げることを経営理念とし、高齢者に働く機会を与え、地域社会への貢献を主な目的として活動している。高齢者の就業の機会確保の観点から、上記事業者との随意契約を依頼する。（地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当）
担 当 課	都市建設部 道・東部道公維持課
電話番号	3880-5111(2832)
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号該当